

第5期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり
基本計画【案】

令和2年3月

島根県

(令和●年●月 一部改定)

目次

第1章 計画の基本的考え方

第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の期間	1
第3節	進行管理	1

第2章 現状と課題

第1節	県内の犯罪情勢	2
1	刑法犯認知件数及び検挙率、犯罪発生率の推移	2
2	刑法犯認知件数の内訳	4
3	犯罪の地域別発生状況	5
4	特殊詐欺被害の状況	6
5	子ども・女性に対する声かけ・つきまとい事案の発生状況	9
6	被害時の施錠の状況	13
7	県民意識の概要	14
8	まとめ	21
第2節	県内の防犯活動の状況	22
1	防犯ボランティアの活動状況	22
2	事業者等による活動状況	23
第3節	犯罪被害者等に対する支援の情勢	24

第3章 計画の目的及び数値目標

第1節	計画の目的	25
第2節	数値目標の設定	25

第4章 施策の推進方向

第1節	施策の基本的方向	26
1	県民等による自主的な活動の推進	26
2	子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保	26
3	道路、住宅等における防犯への配慮	26
4	事業活動における防犯への配慮	26
5	犯罪被害者等への支援の推進	26

6	その他の安全安心まちづくりのための取組	26
第2節	重点取組	27
1	特殊詐欺被害の防止	27
2	高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充	27
3	自主的な防犯環境整備の推進	27
第3節	施策体系	28
第4節	施策の内容	30
1	県民等による自主的な活動の推進	30
(1)	県民等の防犯意識の高揚	30
(2)	地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進	31
(3)	特殊詐欺被害を発生させない気運の醸成	32
2	子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保	33
(1)	子どもの安全確保	33
(2)	女性の安全確保	35
(3)	高齢者、障がい者等の安全確保	36
3	道路、住宅等における防犯への配慮	36
(1)	道路等における防犯への配慮	36
(2)	住宅における防犯への配慮	37
4	事業活動における防犯への配慮	37
(1)	店舗等における防犯への配慮	37
(2)	自動車等及び自動販売機における防犯への配慮	38
5	犯罪被害者等への支援の推進	38
(1)	損害回復・経済的支援等への取組	38
(2)	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	39
(3)	刑事手続への関与拡充への取組	39
(4)	支援等のための体制整備への取組	40
(5)	県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	40
6	その他の安全安心まちづくりのための取組	41
(1)	推進体制の充実・強化	41

<資料編>	用語の解説（※印を付した用語の解説）	42
-------	--------------------	----

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の趣旨

島根県では、平成18年7月に、県民の身近なところで発生する犯罪や子ども・高齢者の犯罪被害の増加などの背景から、県民が安心して暮らし、観光旅行者等が安心して滞在することができる地域社会を実現するため、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年7月14日条例第42号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例の第10条の規定に基づき、これまで、平成18年12月、平成21年3月、平成24年3月、平成28年3月の4期にわたり、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、安全で安心なまちづくりに関する施策の総合的な推進を図ってきました。

この間、島根県の情勢は、県内の人口が減少するとともに、高齢化等に伴って防犯活動の担い手が減少する一方で、住民意識の多様化や外国人の増加等、地域社会の繋がりが変化してきています。

また、島根県の犯罪情勢は、刑法犯認知件数（※1）は減少傾向が続いている一方、平成21年に発生した女子大学生死体遺棄等事件（平成28年12月、被疑者を特定し検察庁へ事件送致済み）などの凶悪事件の発生、子どもや女性への声かけ・つきまとい事案の継続発生、架空請求詐欺をはじめとする特殊詐欺（※2）による被害の高止まりなどにより、県民の犯罪被害への不安感は依然として払拭できない状況です。

このため、県民等による、人口減少等をはじめとする県内の情勢に応じた自主的な活動など犯罪を未然に防ぐ継続的な取組が求められています。

第4期基本計画の期間満了に伴い、これまでの安全で安心なまちづくりに関する施策の取組や今日の社会の変化・犯罪情勢を踏まえ、第5期基本計画を策定しました。

さらに、犯罪被害者等支援の更なる充実化を図るため、令和●年●月、第5期基本計画の一部を改定するものです。

第2節 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第3節 進行管理

計画目標の達成に向けて、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」（※3）及び「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」（※4）の開催等を通じて関係部局や地域活動団体・事業所等との連携を図りながら諸施策を推進するとともに、毎年度施策の具体的な実施状況等を取りまとめ、その結果を県ホームページで公表します。

第2章 現状と課題

第1節 県内の犯罪情勢

1 刑法犯認知件数及び検挙率、犯罪発生率の推移

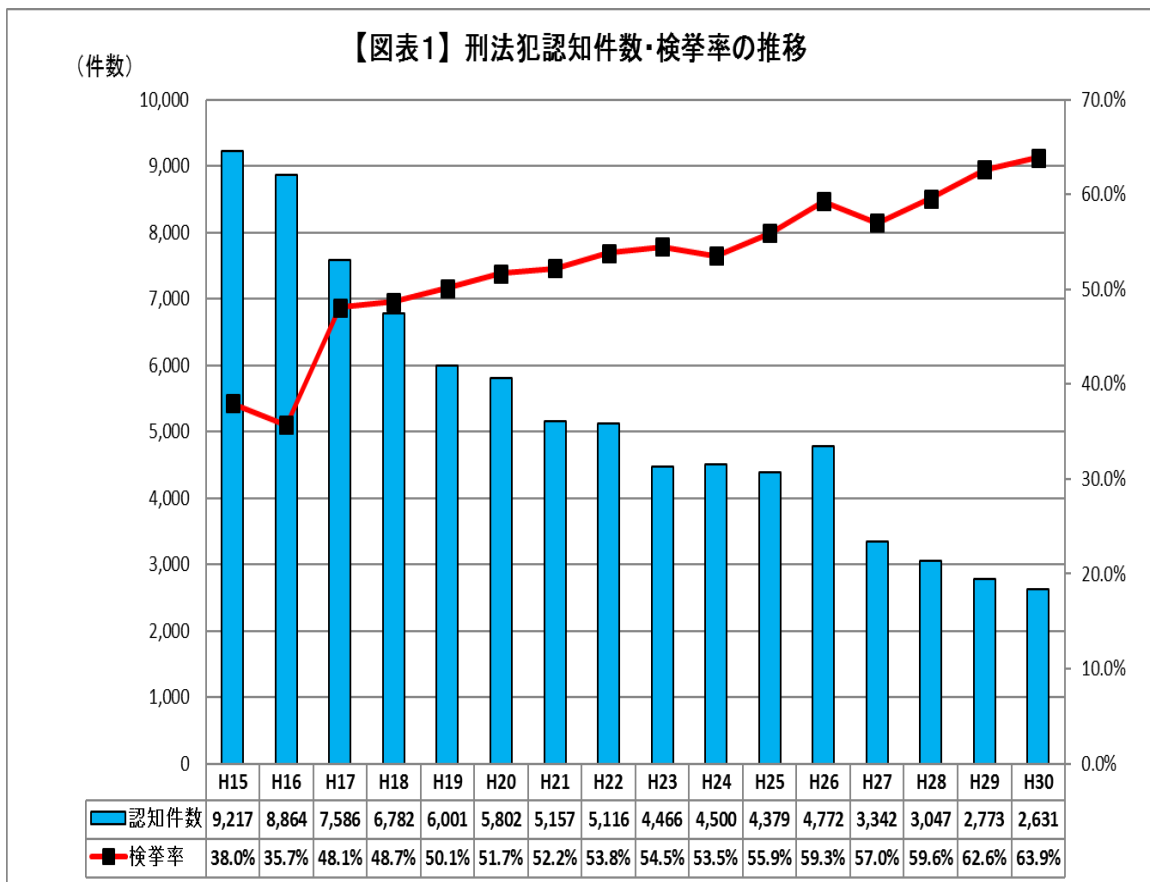
～刑法犯認知件数は減少・検挙率は上昇～

<刑法犯認知件数及び検挙率>

島根県における刑法犯認知件数は、平成15年の9,217件をピークに概ね減少傾向が続き、平成30年は2,631件とピーク時の約3割にまで減少しており、基本計画に基づいた各種施策の推進と県民の自主防犯意識の向上による成果が指数として現れています。

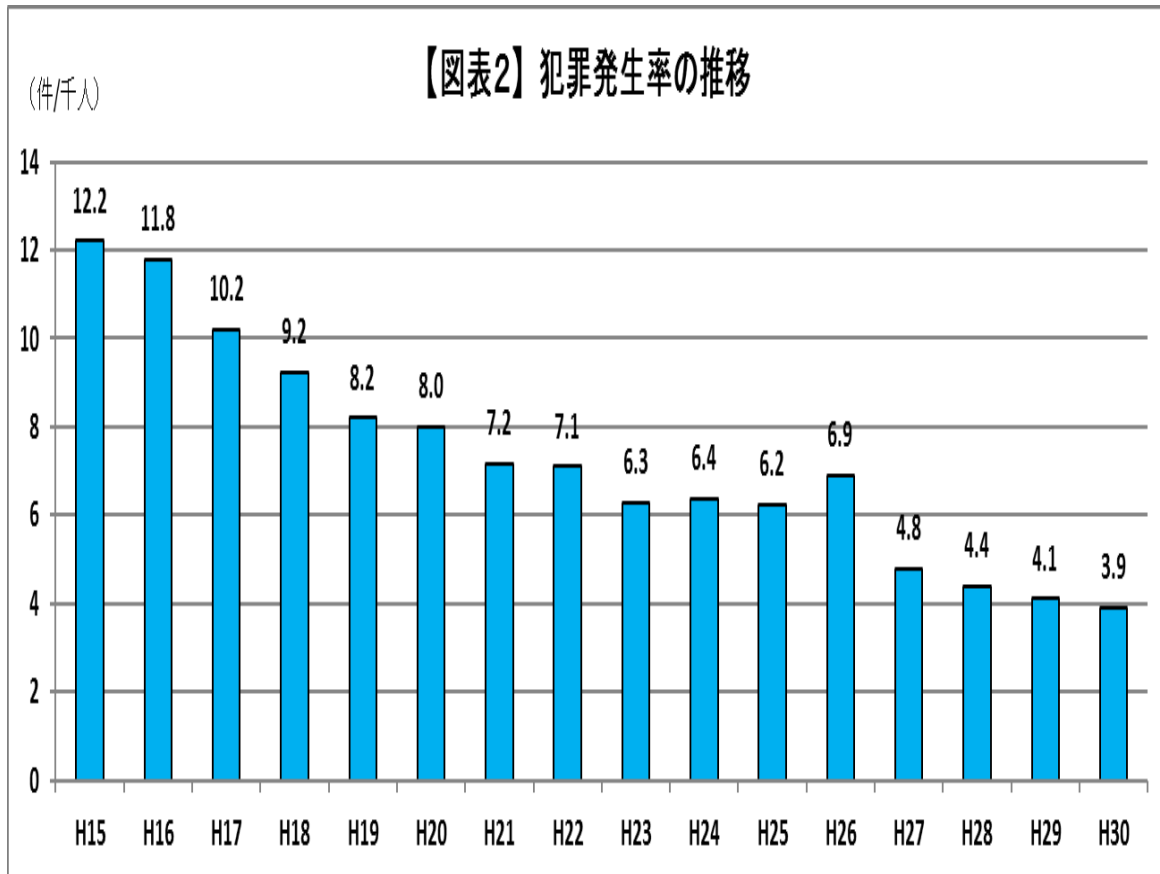
また、検挙率は平成17年の48.1%から概ね上昇傾向にあり、平成30年には63.9%に達しています。【図表1】

しかし、オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害額が年間1億円以上で推移しているほか、声かけ・つきまとい事案は年間100件以上発生するなど、安全で安心なまちづくりは道半ばと言わざるを得ない状況です。



<犯罪発生率>

刑法犯認知件数を人口千人当たりの犯罪発生率(※5)で見ると、平成30年は3.9件/千人であり、ピーク時の平成15年の12.2件/千人と比べて、8.3ポイント減少しました。【図表2】



※ 犯罪発生率の算出には、総務省統計局資料を用いました。

2 刑法犯認知件数の内訳

～万引き・自転車盗・器物損壊等が依然として認知件数の半数を占める～

第1期の基本計画が策定された平成18年に最も多かった犯罪は自転車盗で、次いで万引き、器物損壊等の順でした。

平成30年は、万引きが最も多く、次いで自転車盗、器物損壊等の順となっており、上位3種類の犯罪が、総認知件数に占める割合は増加傾向にあります。

このように、誰でも被害に遭いやすい犯罪が、引き続き街頭や住宅など県民の身近なところで発生していることから、鍵掛け運動や規範意識の高揚など犯罪の未然防止に向けた意識啓発の取組がより一層求められます。

【平成18年の主なもの】

順位	1位	2位	3位
罪種	自転車盗	万引き	器物損壊等
件数	1,281	1,019	746
割合	18.9%	15.0%	11.0%

計 44.9%

【平成27年の主なもの】

順位	1位	2位	3位
罪種	万引き	自転車盗	器物損壊等
件数	685	535	371
割合	20.5%	16.0%	11.1%

計 47.6%

【平成30年の主なもの】

順位	1位	2位	3位
罪種	万引き	自転車盗	器物損壊等
件数	649	454	231
割合	24.5%	17.3%	8.8%

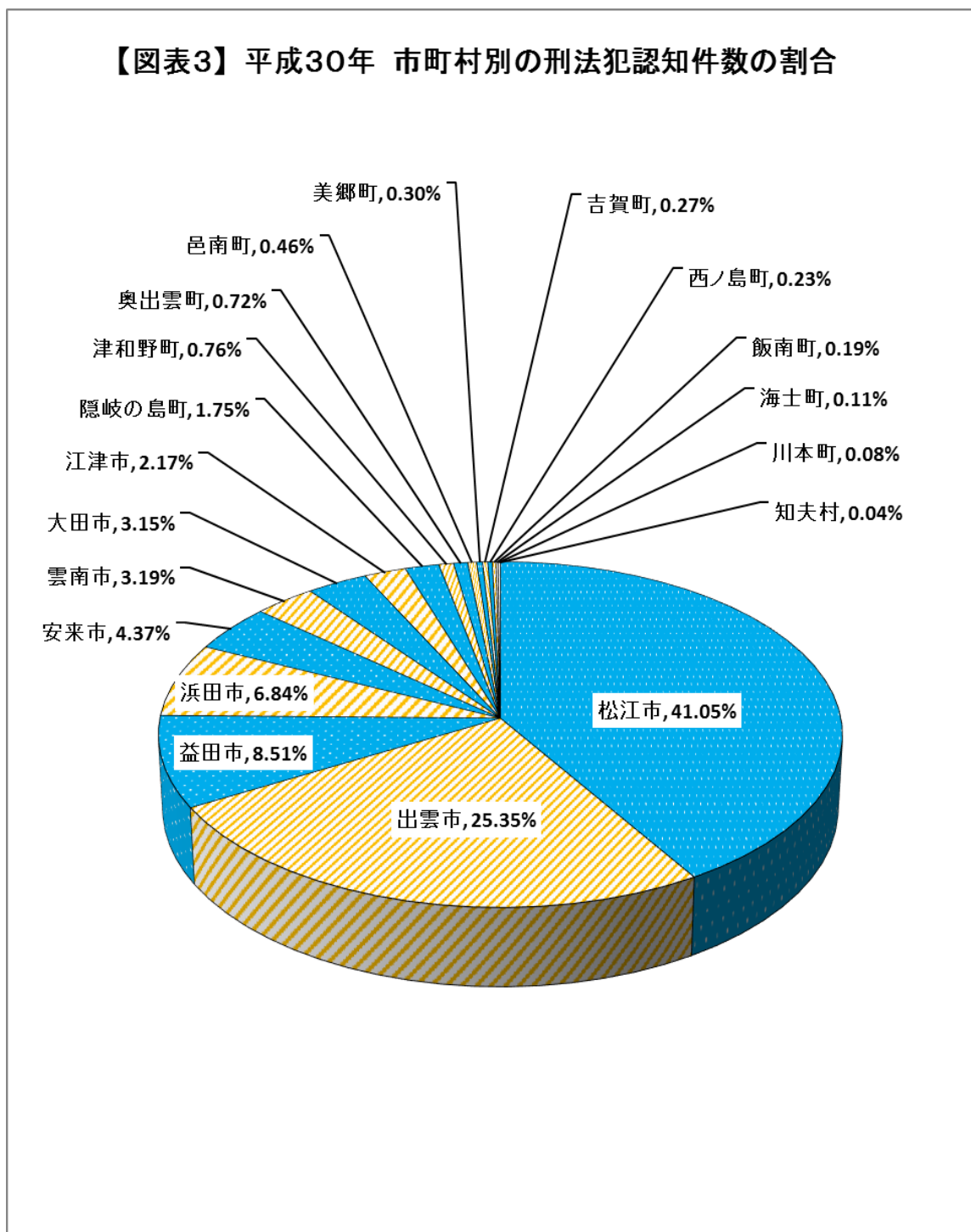
計 50.7%

3 犯罪の地域別発生状況

～松江市・出雲市など市部に犯罪発生が集中～

市町村別の刑法犯認知件数は、【図表3】のとおりです。

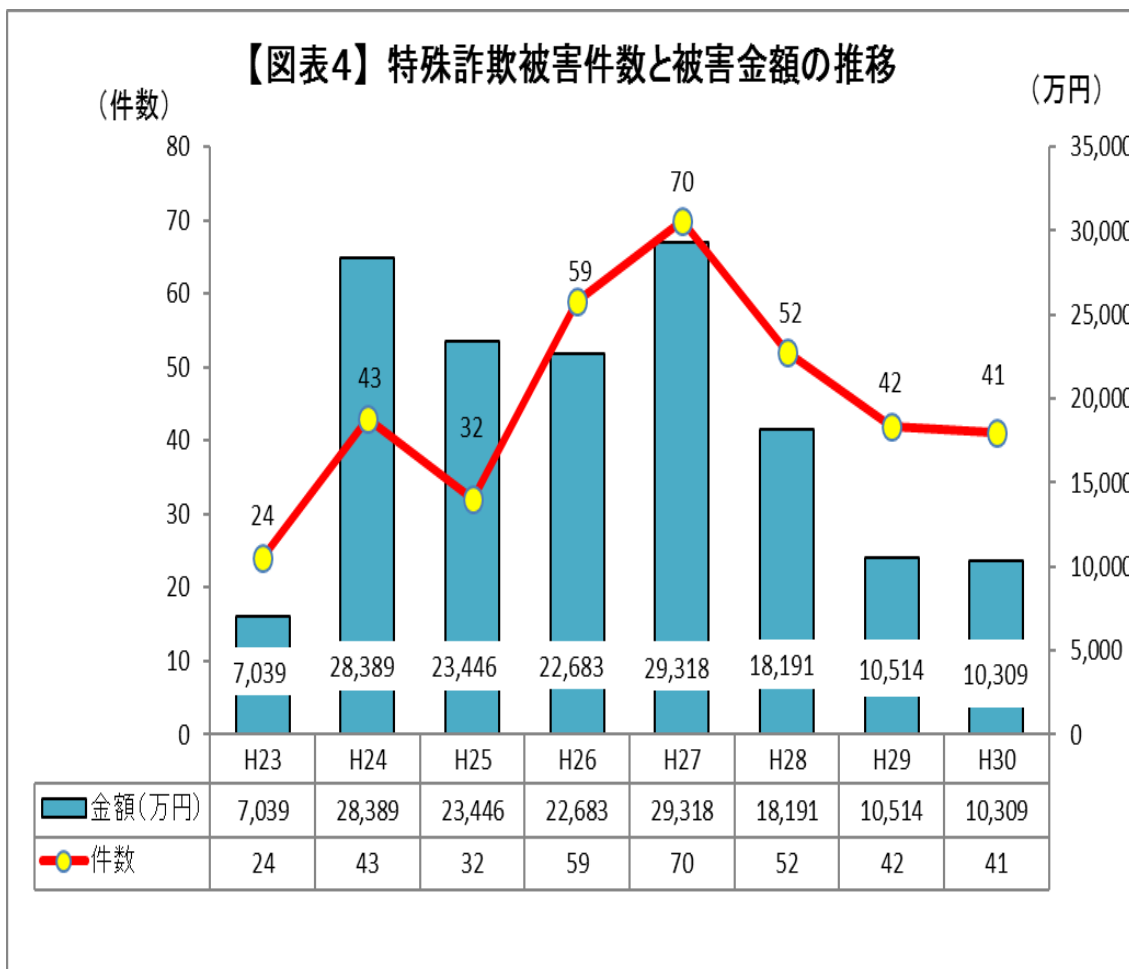
平成30年は、66.4%が松江市と出雲市で発生しており、これに浜田市と益田市を加えた4市で81.8%と、全体の8割を占めています。



4 特殊詐欺被害の状況

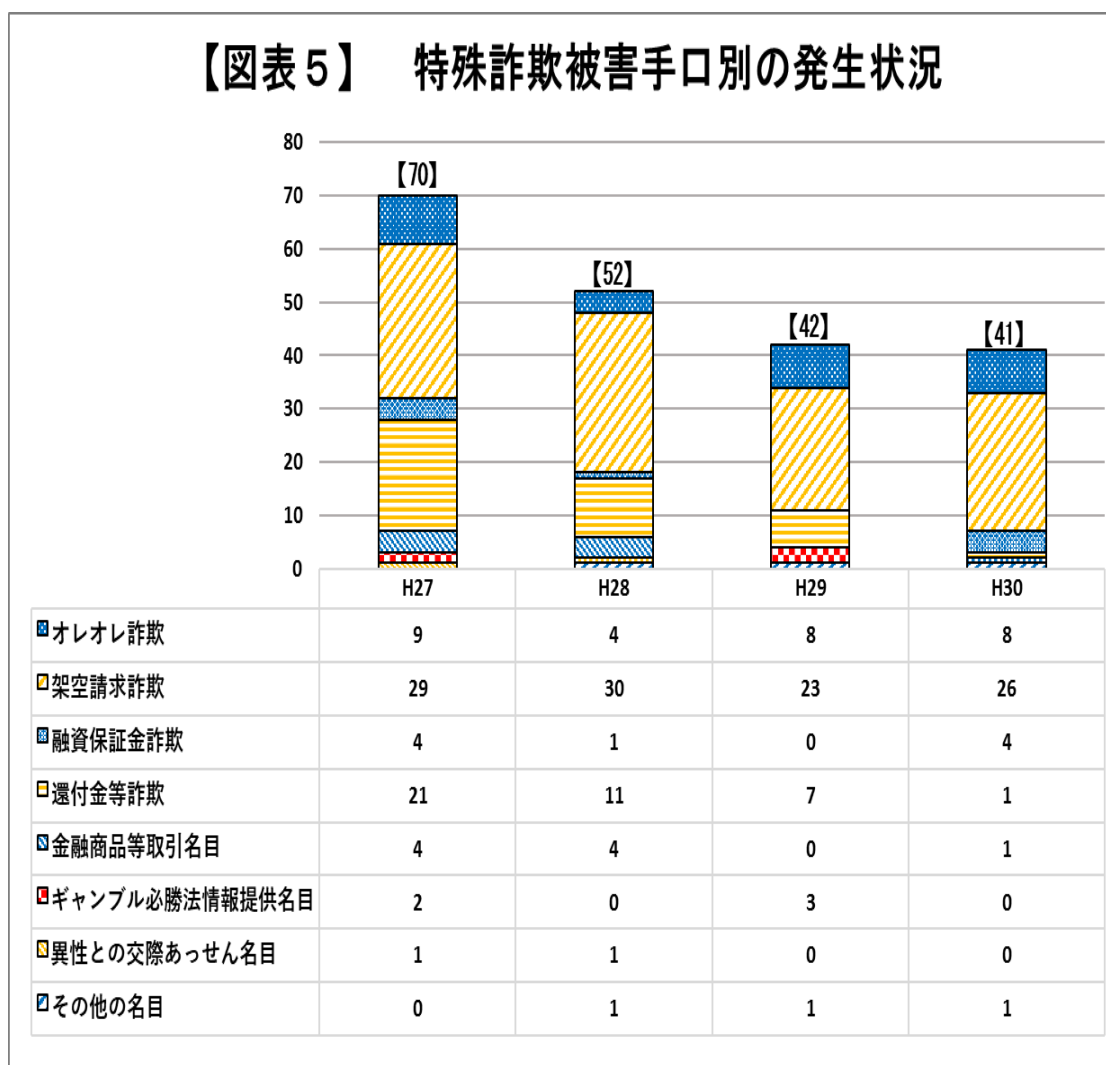
～被害者の約半数が高齢者～

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は、平成 27 年をピークに件数・被害額とも減少していますが、依然として被害が後を絶たず、県内の被害額は、平成 24 年以降連続で 1 億円を超えている状況です。【図表 4】



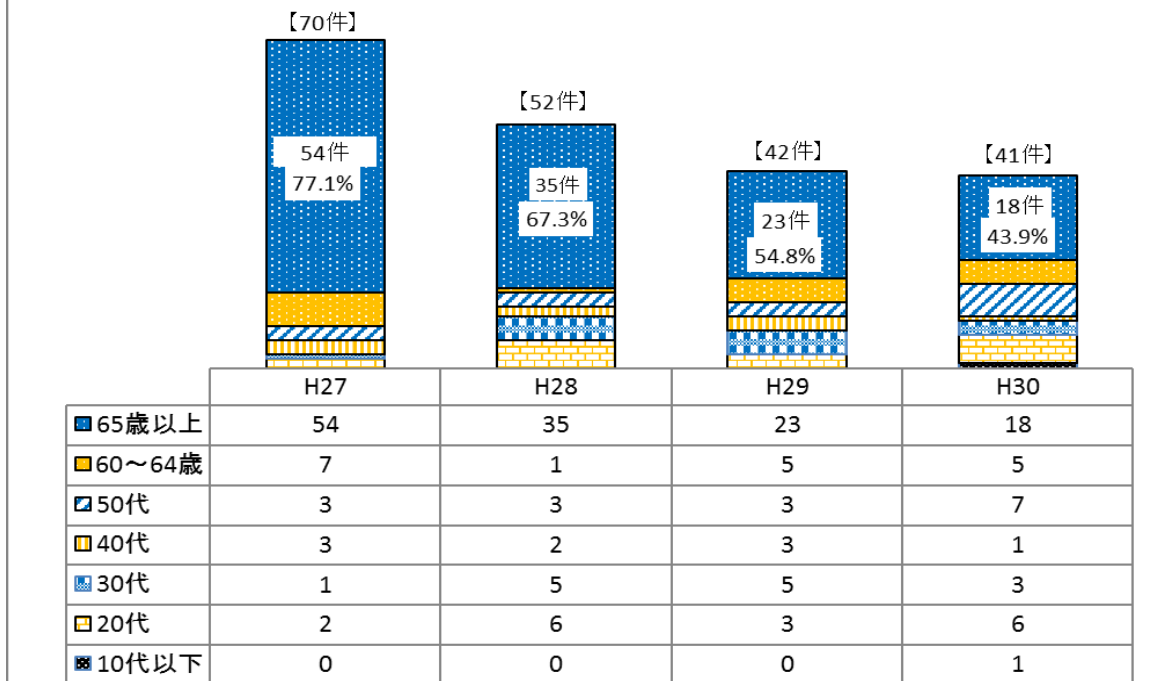
特殊詐欺の手口では、平成 27 年以降、有料動画サイトやアダルトサイト利用料金等の名目で、コンビニエンスストア等で販売されている電子マネーカードを悪用した「架空請求詐欺」の手口が増加しました。

犯罪者グループは、様々な手口を巧みに使い分けて組織的に犯行を実行しており、過去に発生した手口の再発だけでなく、今後さらなる手口の巧妙化・悪質化が懸念されるようです。【図表 5】



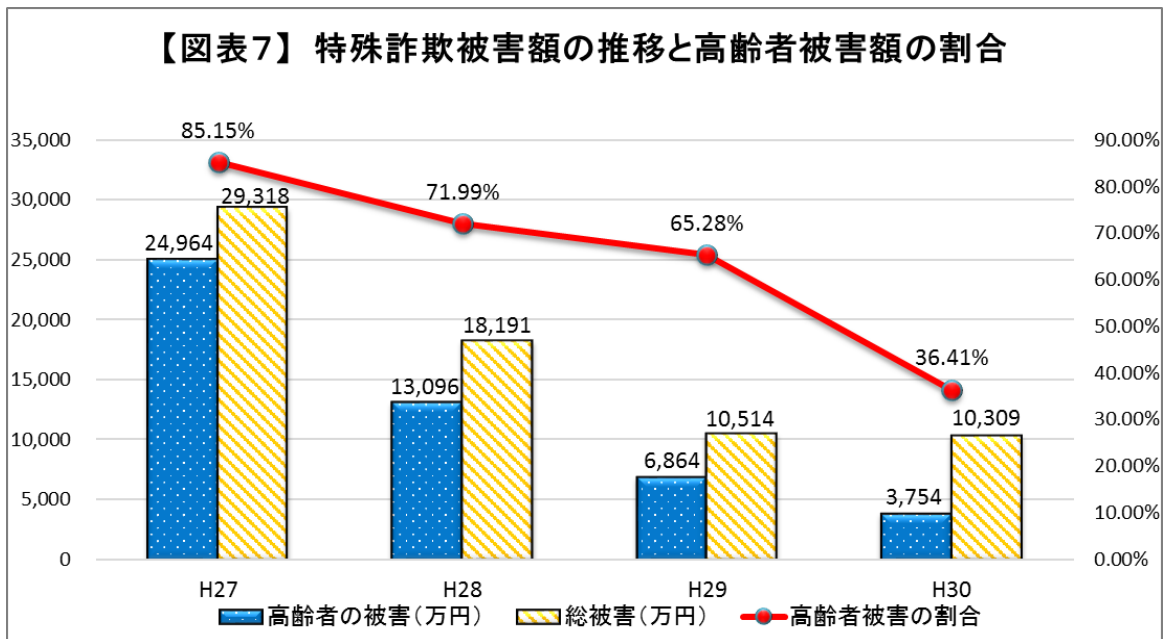
平成 30 年は、41 件の被害件数のうち 18 件（43.9%）が高齢者被害であり、その件数は年々減少していますが、一方でメールやハガキによる「架空請求詐欺」の手口により、若年層の被害が増加してきたことから、今後、高齢者だけでなく幅広い世代において、更なる被害の拡大が危惧されます。【図表 6、7】

【図表6】 特殊詐欺被害件数の推移と高齢者被害の割合



※ グラフ内の数字は、高齢者の被害件数・割合を表しています。

【図表7】 特殊詐欺被害額の推移と高齢者被害額の割合



このため、高齢者をはじめ幅広い世代の県民が、特殊詐欺や悪質商法(※6)の被害者にならないよう、効果的な広報啓発に取り組んでいく必要があります。

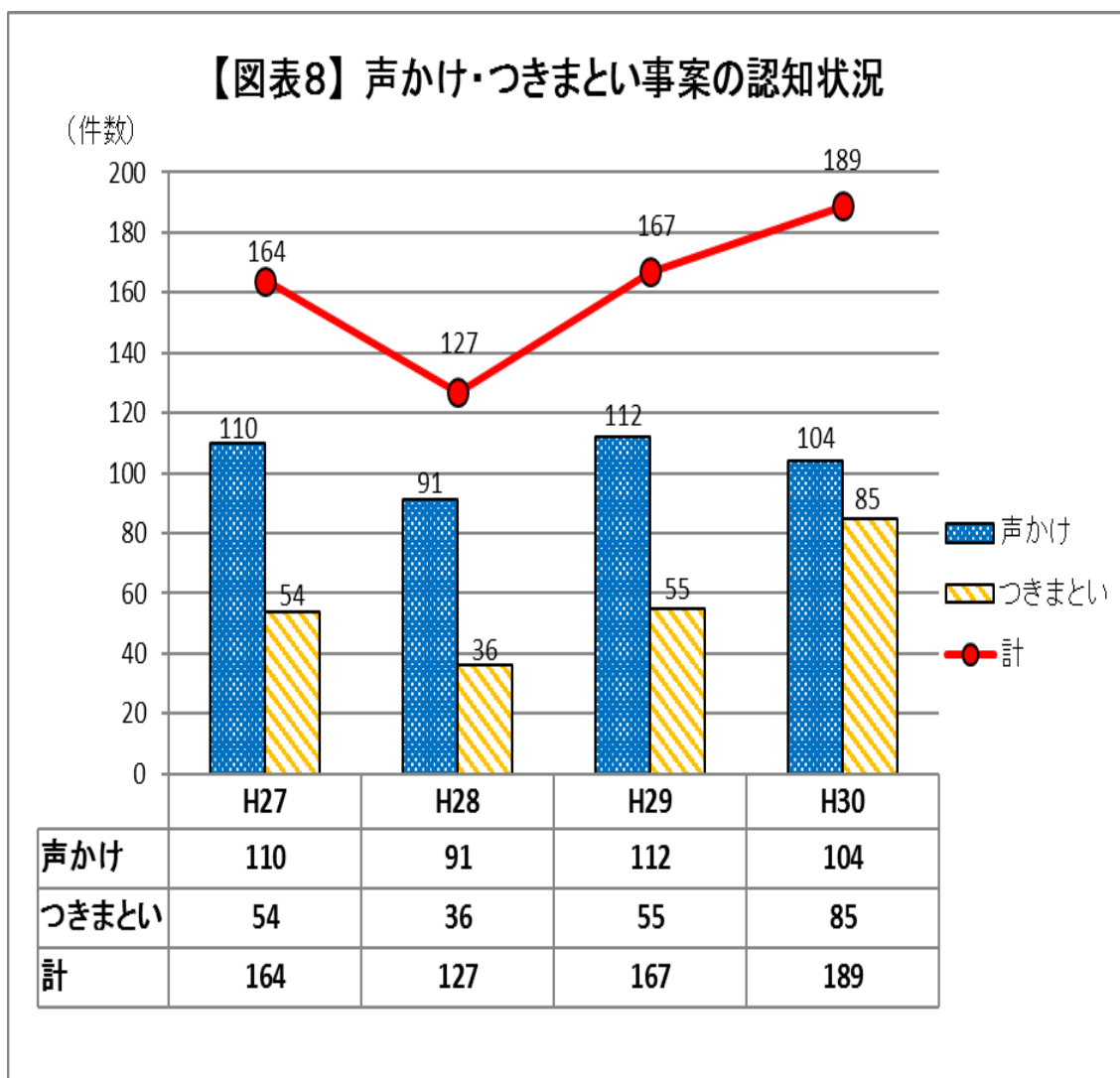
また、減少したとはいえ、被害者の多くが高齢者である傾向がここ数年継続していることから、高齢者への効果的な広報啓発など「オレオレ詐欺等対策プラン」(※7)に示された被害防止対策を行っていく必要があります。

5 子ども・女性に対する声かけ・つきまとい事案の発生状況

～声かけ、つきまとい事案が依然として多発傾向～

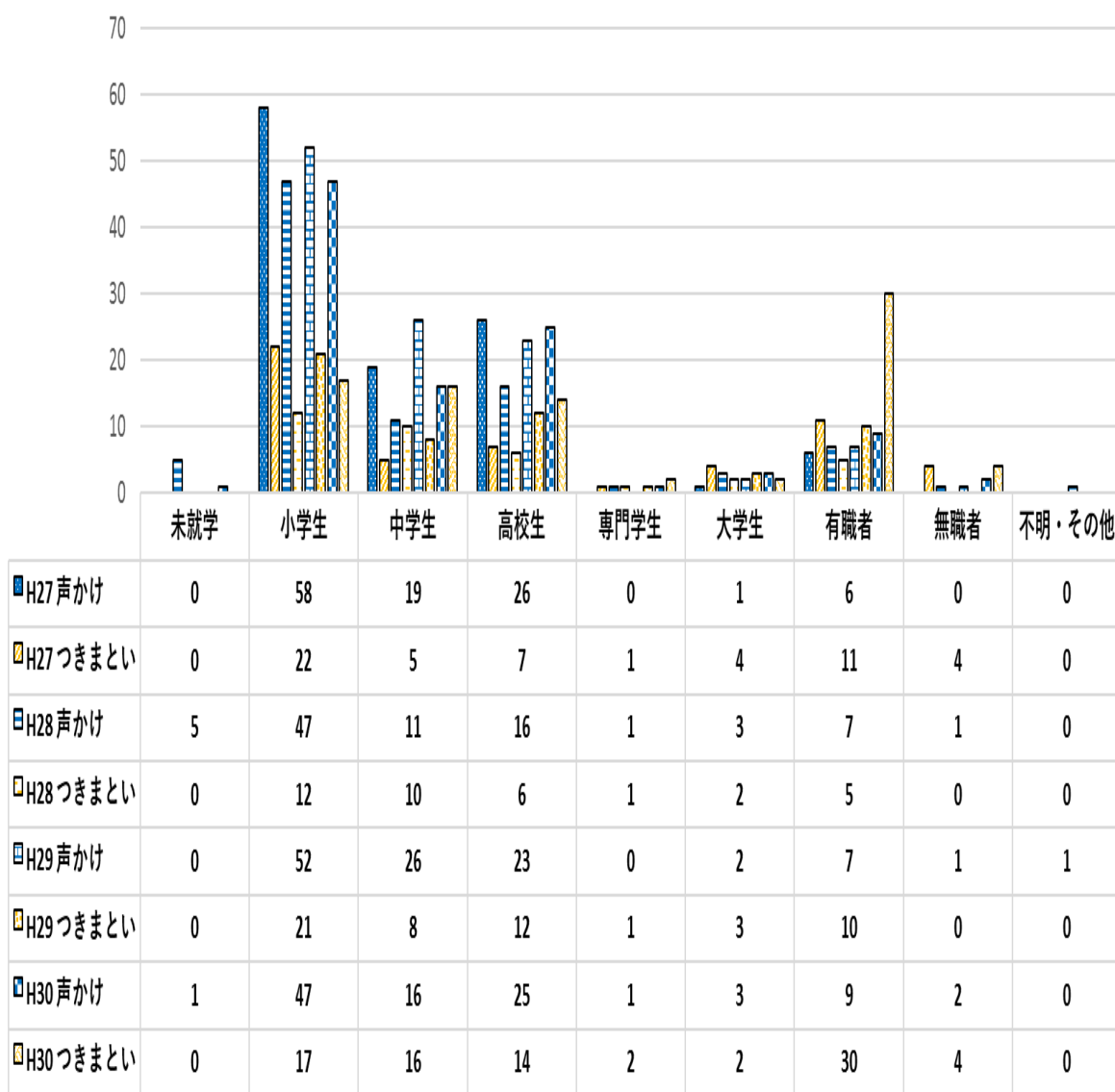
子ども・女性に対する「声かけ・つきまとい事案」は、第4期基本計画策定前の平成27年には164件認知し、その後も平成28年に127件、平成29年に167件、平成30年に189件認知しており、依然として年100件以上の多発傾向が続いています。

【図表8】



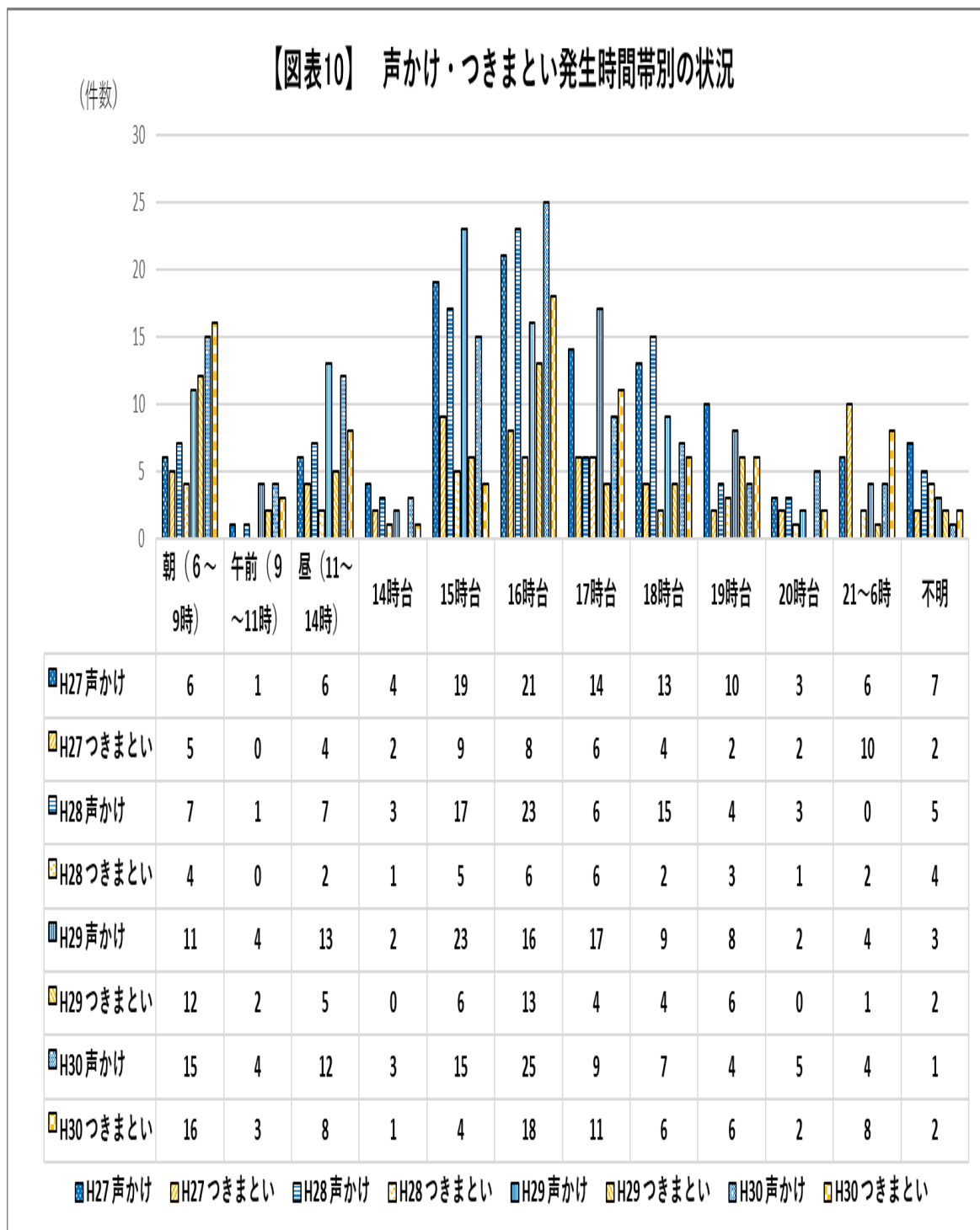
被害者を学職別で見ますと、小学生に対する被害が最も多く、次いで中学生、高校生に対する被害が多くなっています。【図表9】

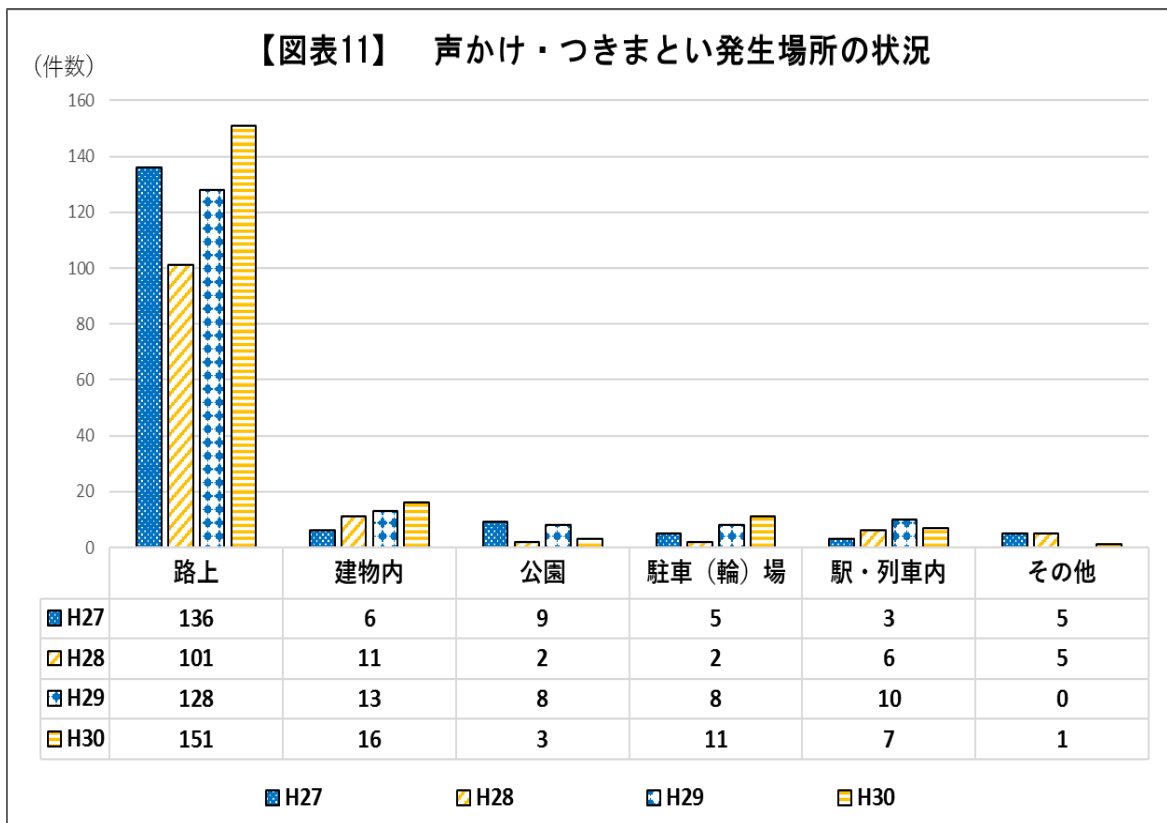
【図表9】 声かけ・つきまとい被害者の学職別の状況



■ H27声かけ ■ H27つきまとい ■ H28声かけ ■ H28つきまとい ■ H29声かけ ■ H29つきまとい ■ H30声かけ ■ H30つきまとい

発生時間帯では、小・中・高校生の登下校時間帯で被害が多く発生しており、発生場所では、路上での被害が最も多く発生しています。【図表 10、11】





このため、現在多くの防犯ボランティア団体（※8）が行っている子ども・女性みまもり活動や「登下校防犯プラン」（※9）で示された各種安全対策などの取組を今後も継続、拡充していくことが必要です。

加えて、子どもや女性自らが防犯意識を高めることも必要であり、そのための啓発活動にも引き続き取り組んでいかなければなりません。

さらに、広く普及したスマートフォン等の影響により、今後も増加が予測されるSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や出会い系サイト等のインターネット上での関わりから、子どもや女性が現実社会において、トラブルや犯罪被害に巻き込まれる事案を未然に防ぐ取組も必要です。

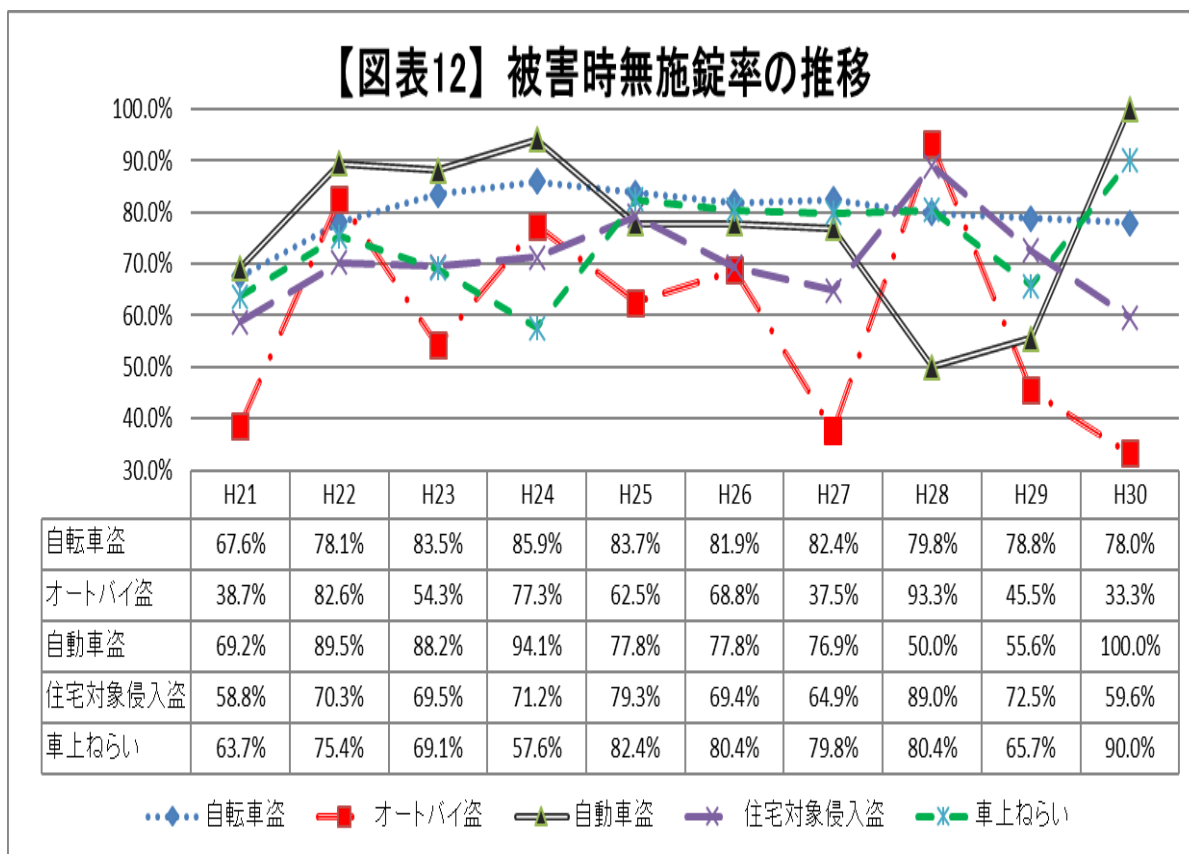
6 被害時の施錠の状況

～無施錠割合が依然として高水準で推移～

鍵掛けは、最も身近な防犯対策ですが、県内の主な窃盗事件の被害発生時に「無施錠」であった割合は、依然として高い水準で推移しています。

鍵をしない理由のひとつに、都会と比べて県内には、まだ地域コミュニティがしっかりと形成されており、人と人との繋がりや信頼の強さによる安心感があることが考えられます。

平成 21 年から平成 30 年までの間における自転車盗、オートバイ盗、自動車盗、住宅対象侵入盗、車上ねらいの無施錠率の推移を見てみると、自動車盗や車上ねらいなど、無施錠率が未だ高い犯罪があることから、今後も、無施錠率の割合を減少させるため、鍵掛け運動等を継続して実施し、県民に鍵掛け意識をさらに浸透させていく必要があります。【図表 12】



7 県民意識の概要

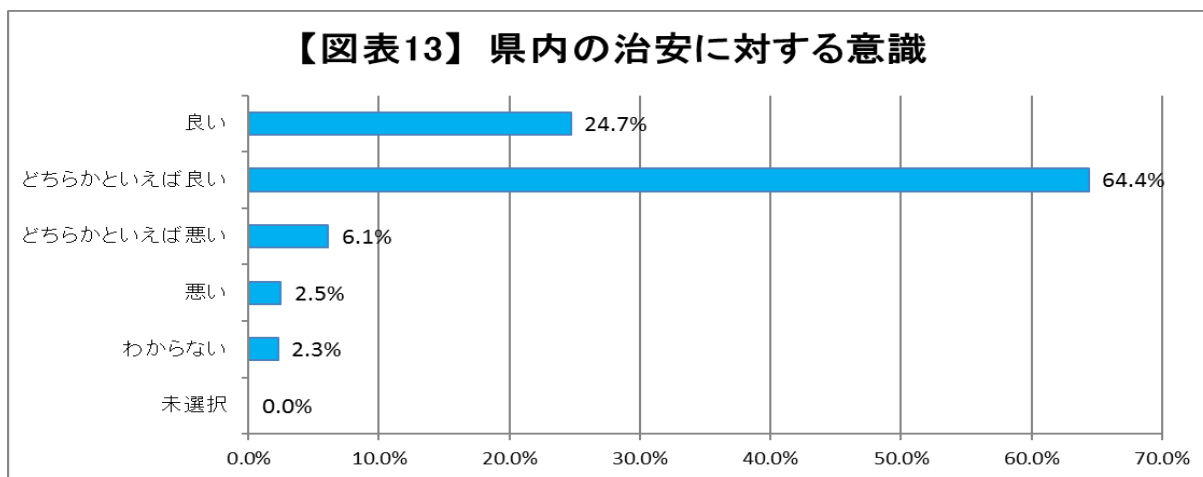
<しまね web モニター調査結果>

令和元年6月にしまね web モニター（※10）690名に対して「犯罪のない安全で安心なまちづくり」についての意識調査を実施し、396名（回答率57.4%）から回答を得ました。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に関する設問中、(1)県内の治安に対する意識、(2)犯罪発生への不安、(3)不安を感じる犯罪、(4)犯罪防止のための地域での取組、(5)犯罪防止のため県が取り組むべき施策の5項目についての回答状況は次のとおりです。

(1) 県内の治安に対する意識

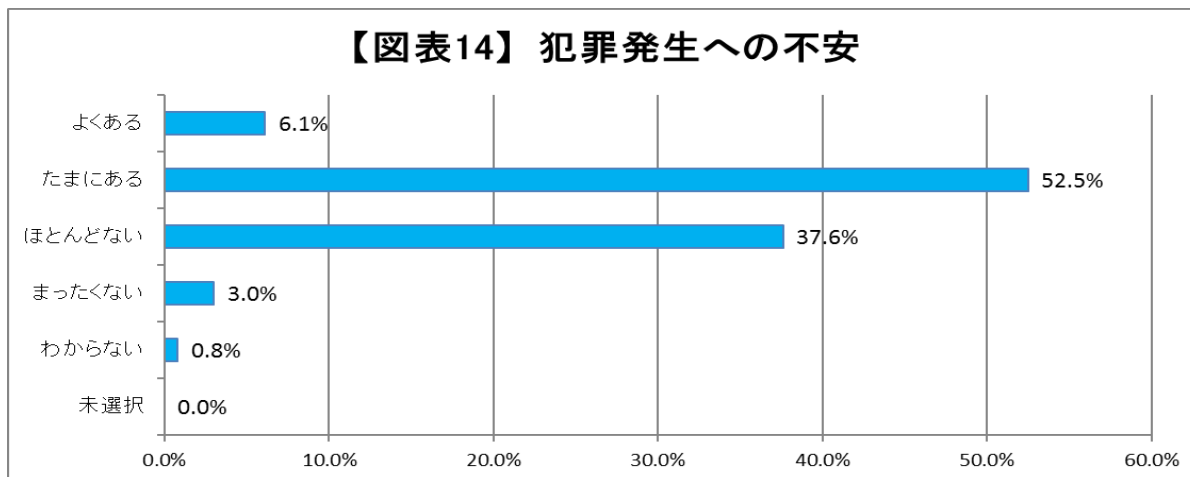
県内の治安情勢に対する意識については、「良い」、「どちらかといえば良い」を合わせると、8割以上が治安情勢は概ね良好だと感じています。【図表13】



(2) 犯罪発生への不安

一方で何らかの犯罪発生への不安については、過半数の52.5%が「たまにある」、6.1%が「よくある」と回答しており、県民の約6割が犯罪発生に対する不安を感じています。【図表14】

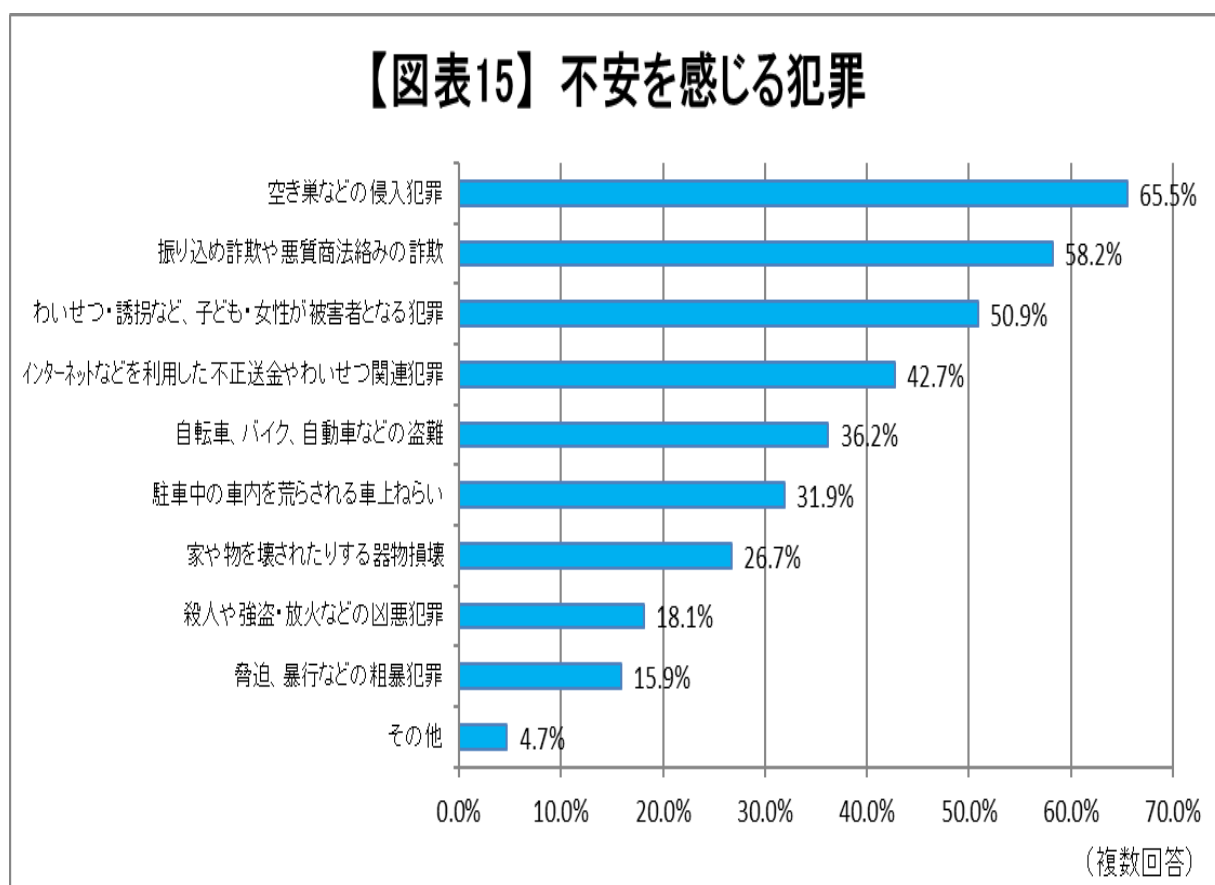
刑法犯認知件数は減少傾向にあります。が、県民の犯罪に対する不安感が払拭されたとは言えない状況です。



(3) 不安を感じる犯罪

県民が不安を感じる犯罪の種類については、「空き巣などの侵入犯罪」(65.5%)が最も高く、次いで「振り込め詐欺や悪質商法絡みの詐欺」(58.2%)、「わいせつ・誘拐など、子ども・女性が被害者となる犯罪」(50.9%)、「インターネットなどを利用した不正送金やわいせつ関連犯罪」(42.7%)の順になっています。(複数回答) 【図表 15】

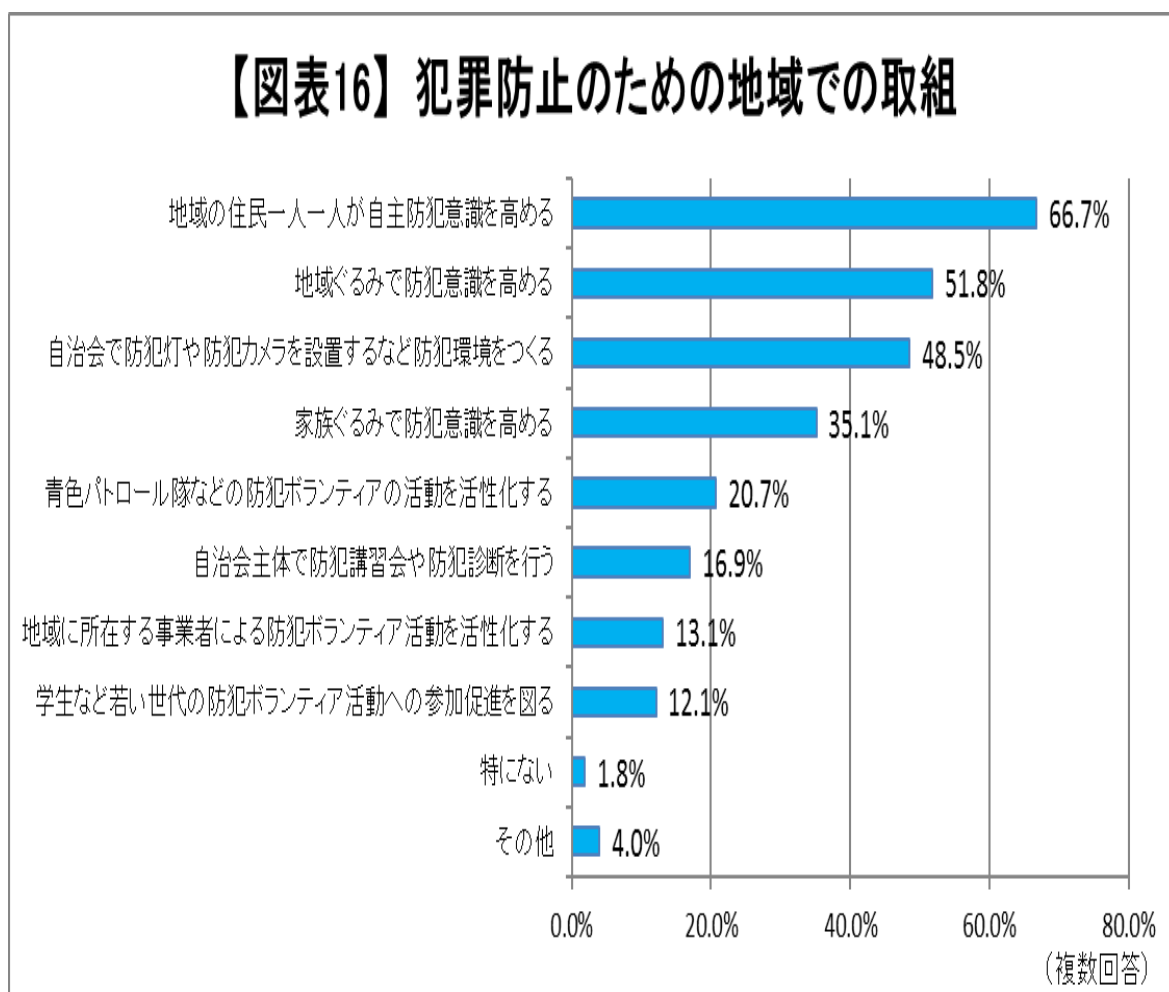
空き巣などの侵入犯罪や、インターネットなどを利用した不正送金やわいせつ関連犯罪など、県民の身近で発生する犯罪に対して不安を抱いている県民が多いと同時に、高齢者を中心に多額の被害が発生している「振り込め詐欺や悪質商法絡みの詐欺」や、一度事件が発生すれば生命に危険が及ぶ「わいせつ・誘拐など、子ども・女性が被害者となる犯罪」に多くの県民が不安を感じている実態が明らかになっています。



(4) 犯罪防止のための地域での取組

犯罪を防ぐために地域で取り組むべきことについては、「地域の住民一人一人が自主防犯意識を高める」(66.7%)が最も多く、次いで「地域ぐるみで防犯意識を高める」(51.8%)となっています。

また、「防犯環境の整備」(48.5%)や「防犯ボランティア活動の活性化」(20.7%)に取り組むべきとする意見も多く、一人ひとりの県民が協働して犯罪防止に取り組む必要性を多くの県民が認識しています。(複数回答)【図表16】

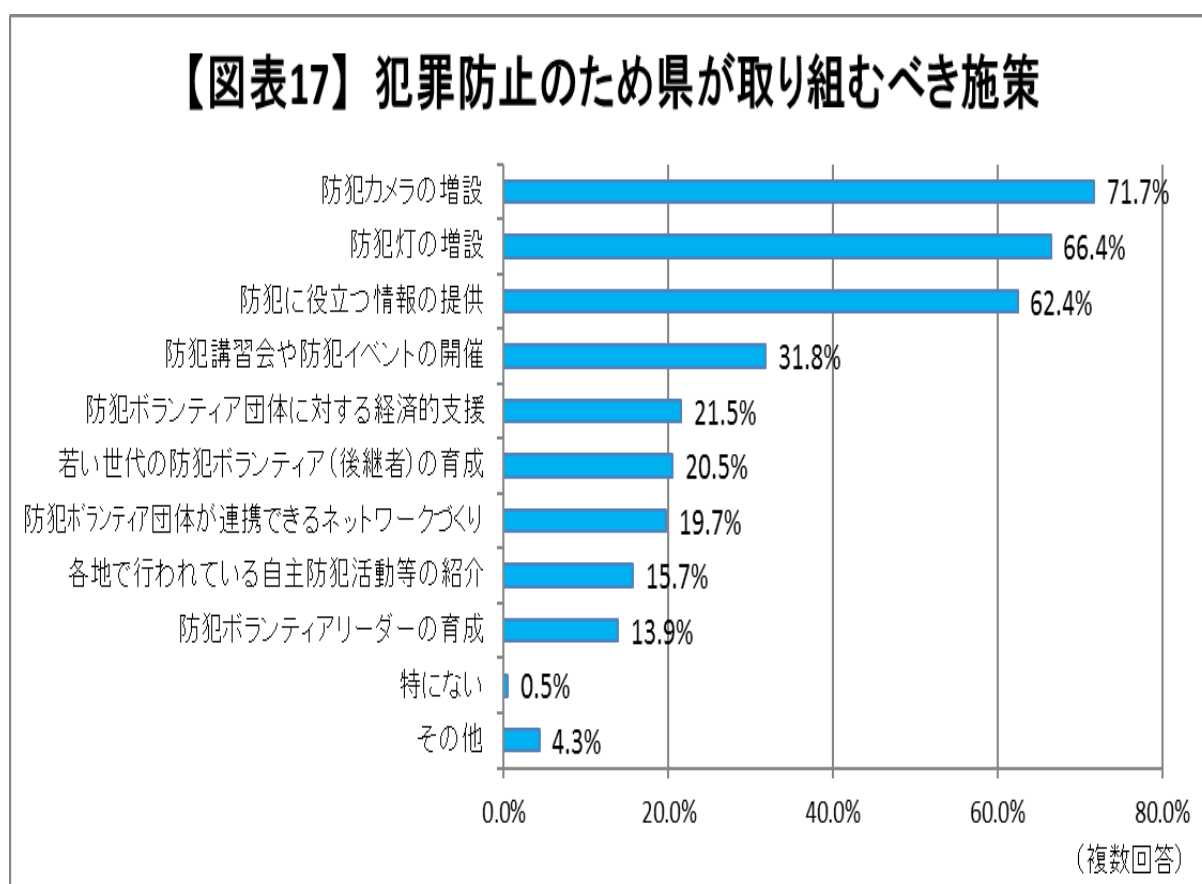


(5) 犯罪防止のため県が取り組むべき施策

犯罪防止のために、今後県が取り組むべき施策については、「防犯カメラの増設」(71.7%)、「防犯灯の増設」(66.4%)、「防犯に役立つ情報の提供」(62.4%)の順に多く、「防犯講習会や防犯イベントの開催」(31.8%)についても3分の1以上の人に取り組むべきだと回答しています。(複数回答)【図表17】

このような結果から、防犯情報を積極的かつ適宜適切に提供することにより県民の防犯意識を高めていくことができると見込まれるため、これまで以上に情報発信力を向上させる必要があります。

また、防犯カメラや防犯灯の増設など防犯環境の整備についても、多くの人々が期待を寄せています。



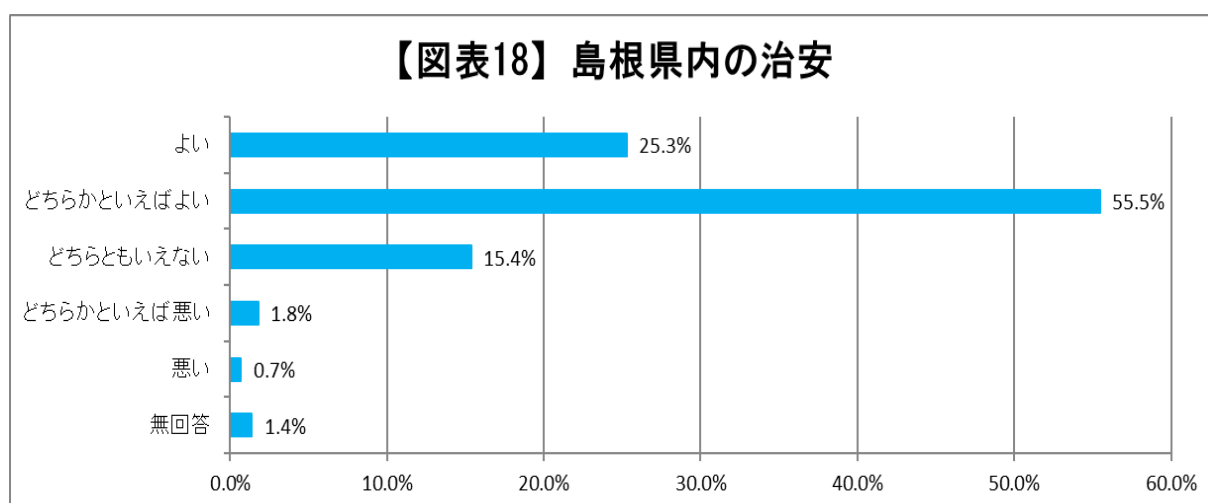
< 県政世論調査結果 >

平成 29 年 8 月に、県内在住の満 18 歳以上の男女（無作為に抽出）2,000 名に対して県政世論調査（※11）を行い、1,255 名（回収率 62.8%）から回答を得ました。

「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に関する設問中、（1）島根県内の治安、（2）犯罪に対する不安感、（3）不安に感じる犯罪、（4）安全で安心な生活を送るために行政に取り組んでほしい施策の 4 項目についての回答は次のとおりです。

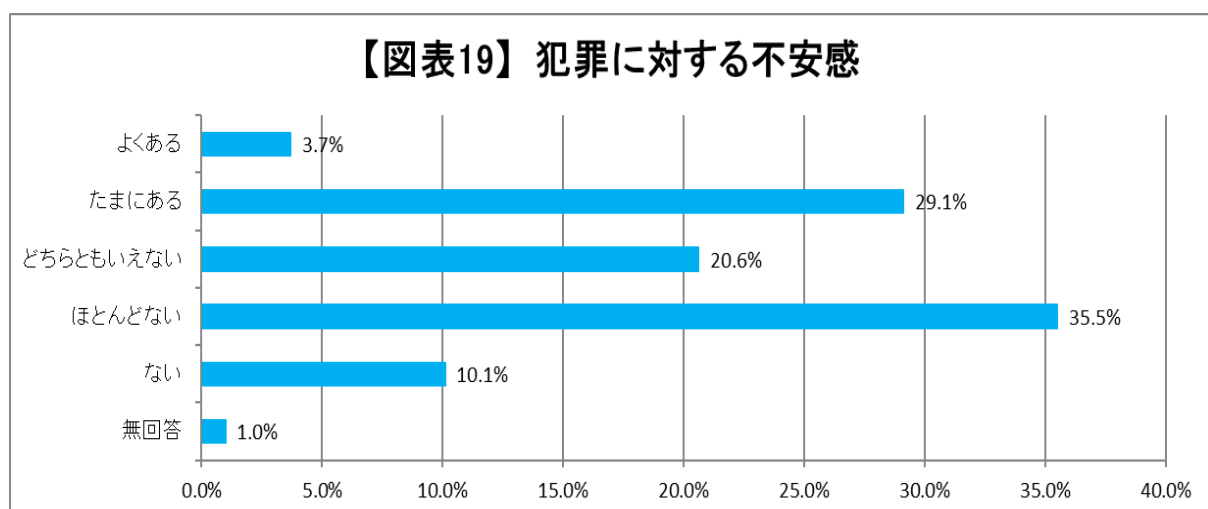
（1）島根県内の治安

「島根県内の治安について、どう感じますか。」との設問について、「よい」、「どちらかといえばよい」を合わせると、しまね web モニターの調査結果と同様、8 割以上の方が概ね治安は良好だと感じています。【図表 18】



（2）犯罪に対する不安感

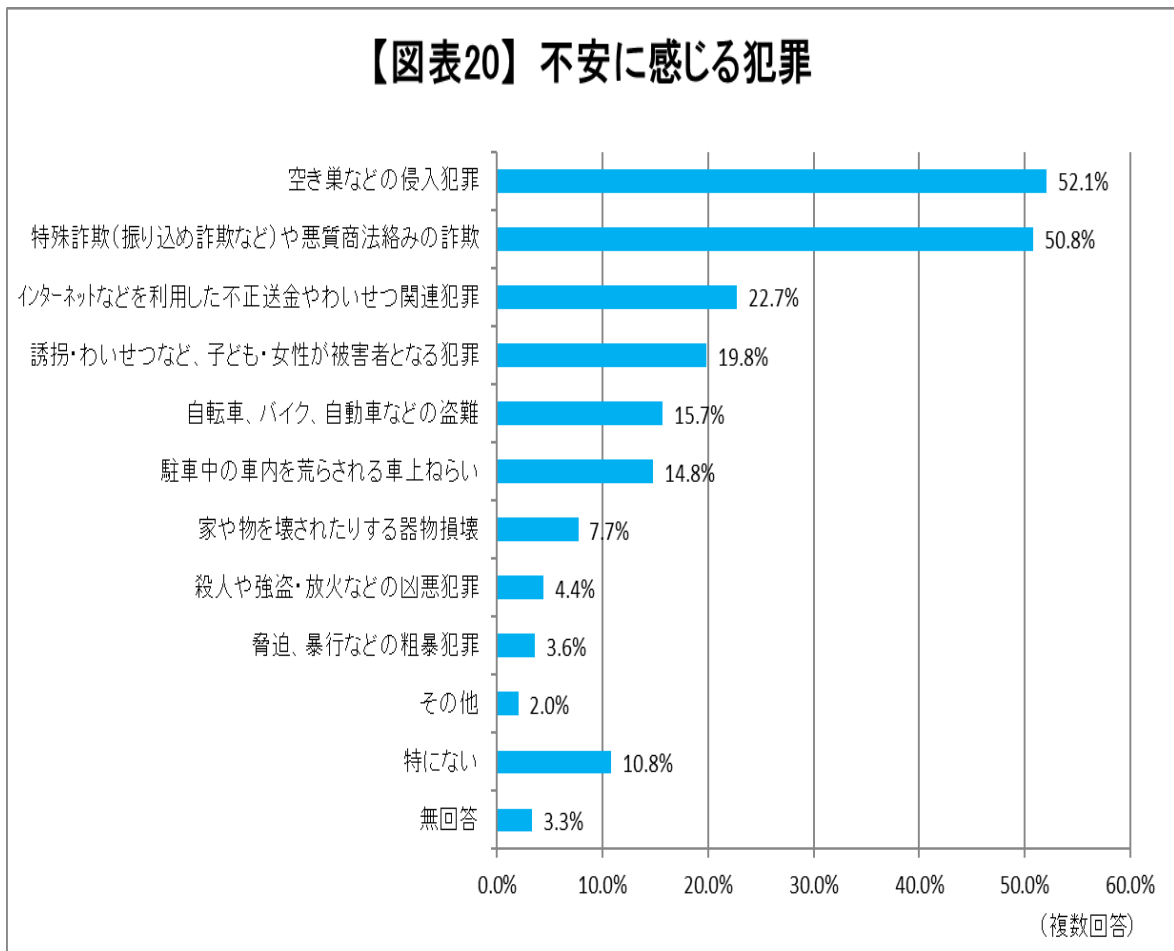
「あなたや家族の身近で、犯罪が発生するかもしれないと不安に感じることはありませんか。」との設問について、「よくある」、「たまにある」を合わせると 3 割以上の方が何らかの犯罪被害に遭うという心配をしている状況がうかがわれます。【図表 19】



(3) 不安を感じる犯罪

「あなたや家族の身近で、発生するかもしれないと感じるのはどのような犯罪ですか。」の設問について、不安を感じる犯罪の種類については、「空き巣などの侵入犯罪」(52.1%)が最も高く、次いで「特殊詐欺(振り込め詐欺など)や悪質商法絡みの犯罪」(50.8%)、「インターネットなどを利用した不正送金やわいせつ関連犯罪」(22.7%)、「誘拐・わいせつなど、子ども・女性が被害者となる犯罪」(19.8%)の順になっています。(複数回答)【図表20】

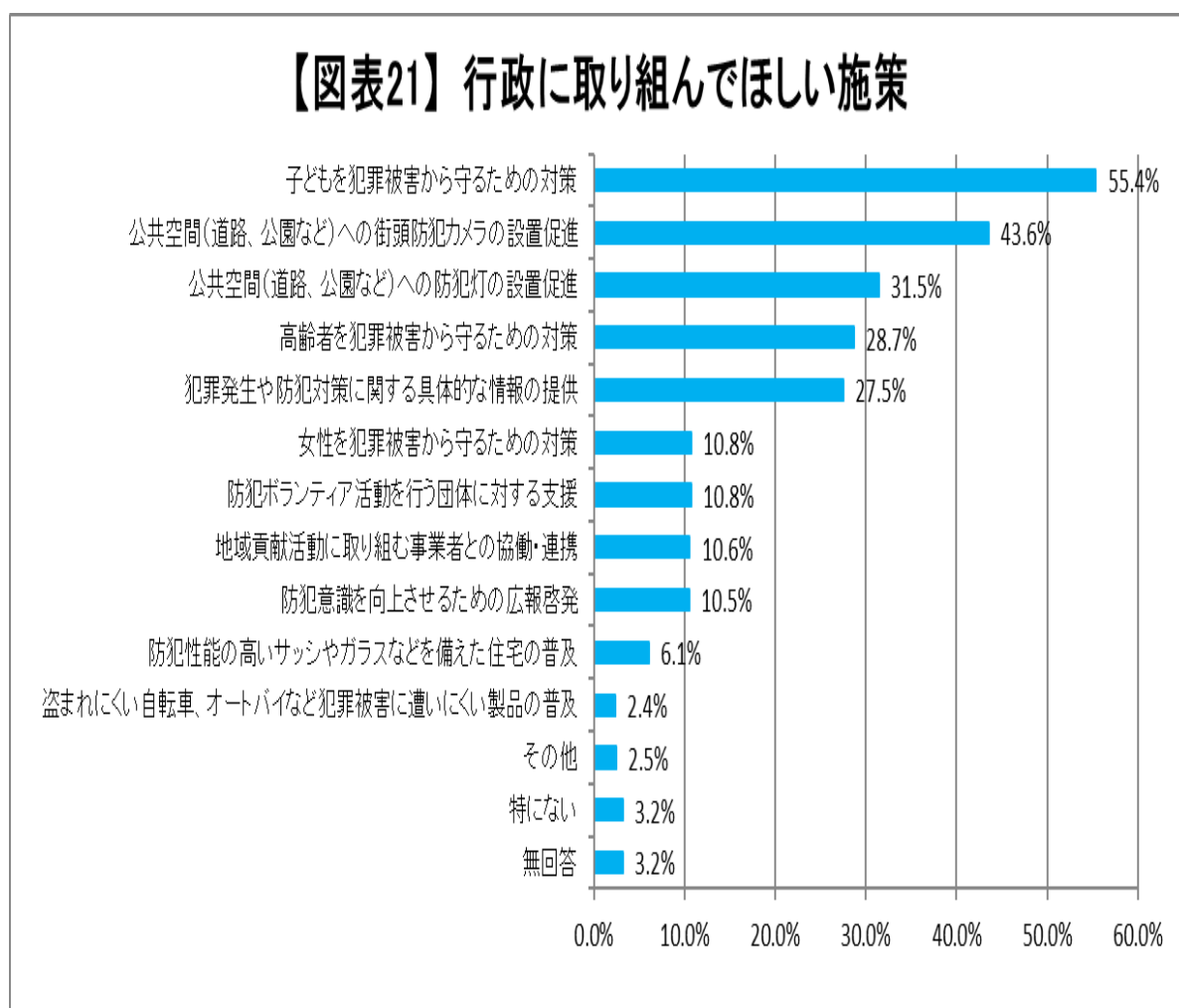
県民の身近で発生する空き巣などの侵入犯罪、高齢者を中心に被害が高止まり状態である特殊詐欺(振り込め詐欺など)や悪質商法絡みの犯罪に、しまねweb モニターの調査結果と同様、多くの人々が不安を感じている実態が明らかになっています。



ここまでの結果から、実際に数値として判明している刑法犯認知件数、いわゆる『指数治安』【図表2】が向上し、県民が感覚的・主観的に感じている『体感治安』(※12)も良好ですが、約3割の県民は、犯罪の被害に遭うという不安を抱えていることから、こうした不安を払拭していくことが課題と言えます。

(4) 安全で安心な生活を送るために行政に取り組んでほしい施策

安全で安心な生活を送るため、犯罪の取締り以外に、警察や県が重点的に取り組んでほしい施策について、通学路の見守り活動、防犯教室、地域安全マップ作成などの「子どもを犯罪被害から守るための対策」(55.4%)が高く、次いで「公共空間(道路、公園など)への街頭防犯カメラの設置促進」(43.6%)、「公共空間(道路、公園など)への防犯灯の設置促進」(31.5%)、「高齢者を犯罪被害から守るための対策」(28.7%)、「犯罪発生や防犯対策に関する具体的な情報の提供」(27.5%)という順になっています。(複数回答)【図表21】



8 まとめ

- 県民総ぐるみで安全で安心なまちづくりを推進してきた結果、刑法犯認知件数が大幅に減少するなど、大きな成果をあげています。

しかし、県内の人口減少に伴い、安全で安心なまちづくりを推進する各種担い手も減少する中で、安全安心な地域社会を今後、どう維持していくかが課題となります。

また、刑法犯認知件数の減少の度合いが鈍化してきている中、万引き・自転車盗・器物損壊等の3つの犯罪は依然として多発し、刑法犯認知件数の約5割を占めています。

刑法犯認知件数をより一層減少させるためには、「自らの安全は自らで守る」という防犯意識の向上や、最も身近で簡単な防犯手段である鍵掛けの徹底などの取組を更に推進していくことが必要です。

- 特殊詐欺の被害額は、平成24年以降連続で1億円を超え、被害者の約半数を占める高齢者の被害が後を断ちません。

高齢化率が秋田県、高知県に次いで高く、今後も高齢者人口の増加が見込まれる本県にとって高齢者の特殊詐欺被害の防止は継続した課題であり、また、若年層も被害に遭い始めている状況から、高齢者をはじめとする幅広い世代に向けた広報啓発活動など「オレオレ詐欺等対策プラン」の被害防止対策を推進することが必要です。

- 全国的に子ども・女性が被害者となる凶悪事件が発生しており、県内でも、その前兆事案といわれる子どもや女性への声かけ・つきまとい事案が、ここ数年100件以上の発生で推移しています。

平成30年中の事案は約8割が路上で発生しており、子どもや女性が重大な被害に遭わないよう、子どもの見守り活動や「登下校防犯プラン」をはじめとする各種施策を推進し、通学路・通勤路を中心に子ども・女性みまもり活動の範囲を拡大していくとともに、子どもや女性自らが防犯意識を高める取組も継続していくことが必要です。

- 県民意識の概要からは、指数治安の改善にもかかわらず、県民の多くが何らかの犯罪被害に遭うことに不安を抱いていることがうかがわれ、各種犯罪を抑止するために防犯カメラや防犯灯の設置促進等の防犯環境整備に大きな期待を寄せています。

防犯環境整備は、子どもや女性の犯罪被害抑止だけでなく、万引きや自転車盗等の犯罪抑止にも繋がります。このため、これまで行ってきた自治会、事業者等による自主的な防犯カメラの設置・維持等、ハード面の整備を継続していくことが必要です。

第2節 県内の防犯活動の状況

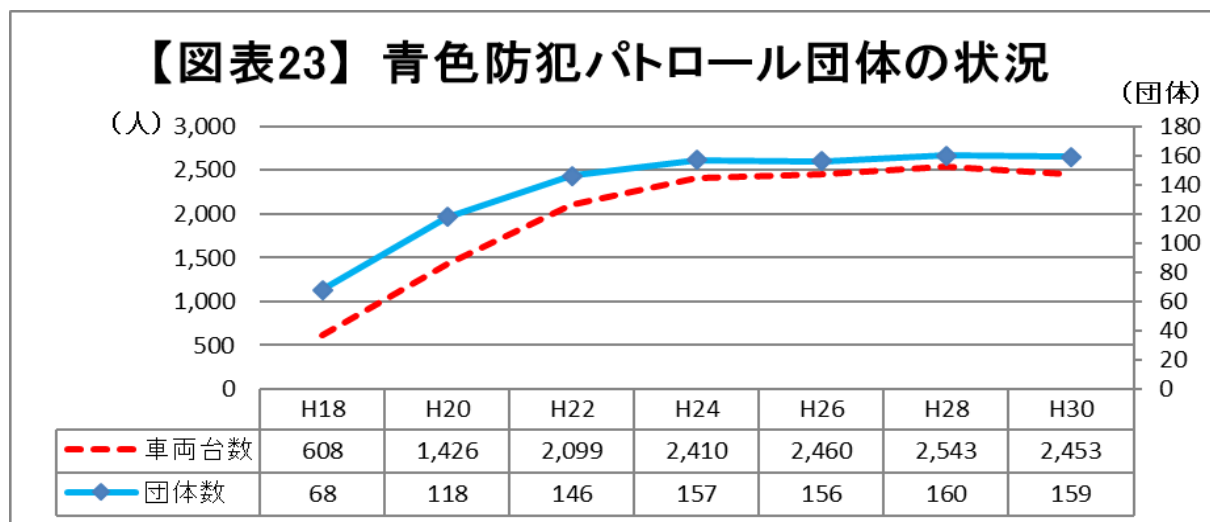
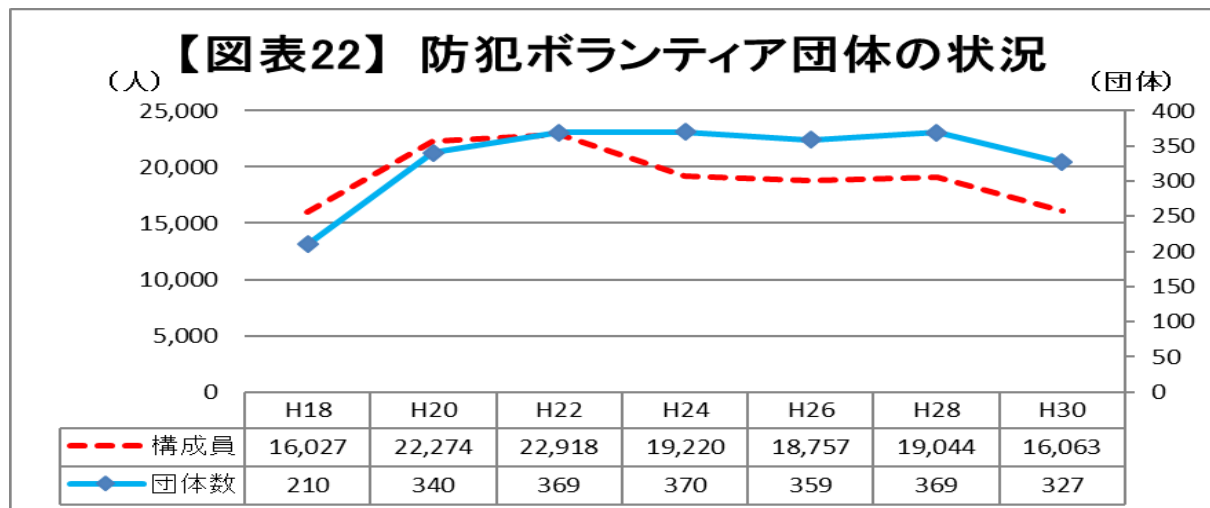
1 防犯ボランティアの活動状況

県内各地で行われている自主的な防犯活動は、刑法犯認知件数の抑止や、子ども・女性の犯罪被害防止に大きな役割を果たしています。

県内で自主的な防犯活動を行う防犯ボランティア団体は、条例制定前の平成17年の144団体(12,000人)から、平成30年の327団体(16,063人)へと、約2.3倍(構成員約1.3倍)に増加していますが、近年、団体数・構成員数とも増減を繰り返している状況です。【図表22】

また、青色回転灯を装着した車両による防犯パトロール(青色防犯パトロール)を行う団体は、平成16年の1団体(54台)から、平成30年の159団体(2,453台)へと大幅に増加していますが、防犯ボランティア団体と同様、団体数・台数とも増減を繰り返している状況です。【図表23】

これは、活動を行う人の高齢化やモチベーションの低下など様々な理由が考えられますが、この自主的な防犯活動を維持・拡大していくためにも、若年層の参加を促進し後継者を育成するなど、活動を継続していくための課題も生じています。



2 事業者等による活動状況

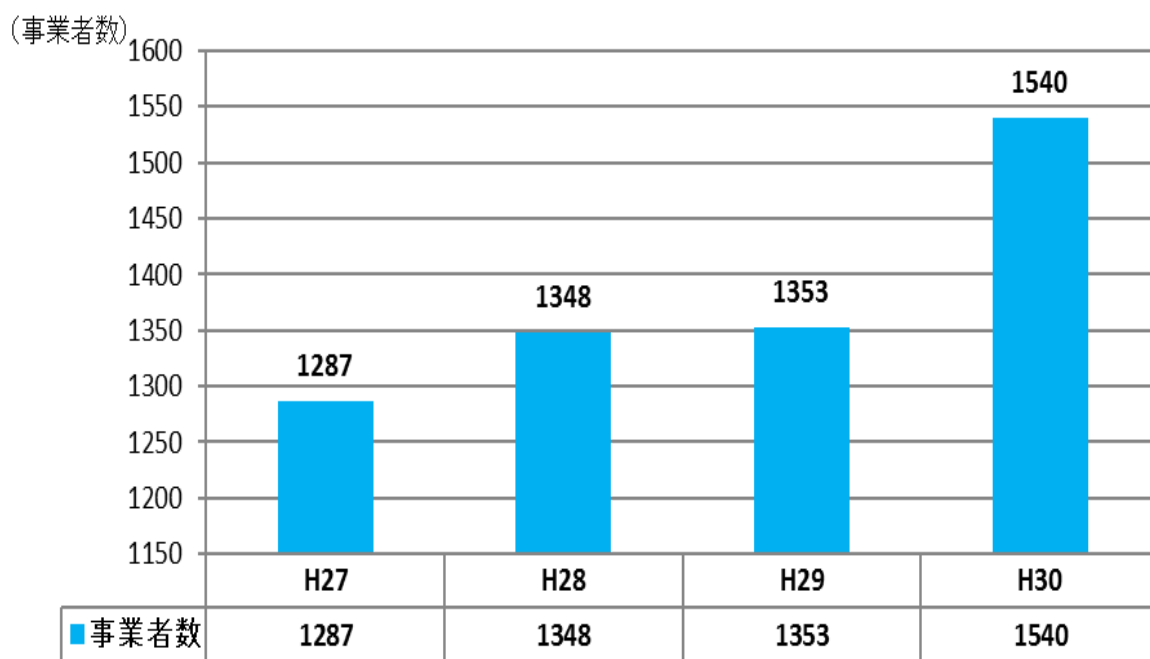
事業者等による活動については、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」において、安全で安心なまちづくりに関する施策の情報交換等を行い、特殊詐欺の被害防止や子ども・女性のみまもりなどの重点活動項目を定め、連携・協力した取組を推進しています。

具体的には、平成30年度末現在、県内の59事業者（団体）が県・県警察本部と防犯に関する協定や覚書を締結し、特殊詐欺被害防止や高齢者の悪質商法被害防止などの活動を行っています。

また、子どもや女性に対する連れ去り等の凶悪犯罪の前兆事案と言われる声かけ・つきまとい事案が、近年県内で100件以上発生しており、こうした事案が凶悪犯罪に発展しないよう、車両での見守りや防犯環境整備等を自主的に行う「子ども・女性みまもり運動（※13）」に、平成30年度末現在、1,540事業者が登録されています。【図表24】

このような事業者（団体）の取組は、地域の安全確保に大きく貢献しており、今後もこの活動が継続・拡充されるよう推進していく必要があります。

【図表24】 子ども・女性みまもり運動実施事業者の推移



※ 事業活動に合わせて子どもや女性のみまもり活動を実施する事業者をいい、「子ども・女性みまもり運動実施事業者」の募集に参加・活動している事業者

第3節 犯罪被害者等に対する支援の情勢

犯罪被害者等に対する支援について、島根県では、国が定めた**犯罪被害者等基本計画**に基づき、県民の犯罪被害者等に対する理解の増進と施策協力の確保のための広報啓発、支援等の体制整備などの取組を進めています。

平成27年3月には、島根県女性相談センター内に性犯罪被害者のワンストップ支援センター（※14）「たんぽぽ」を創設して、潜在化しやすい性犯罪被害者に対する支援を行っています。

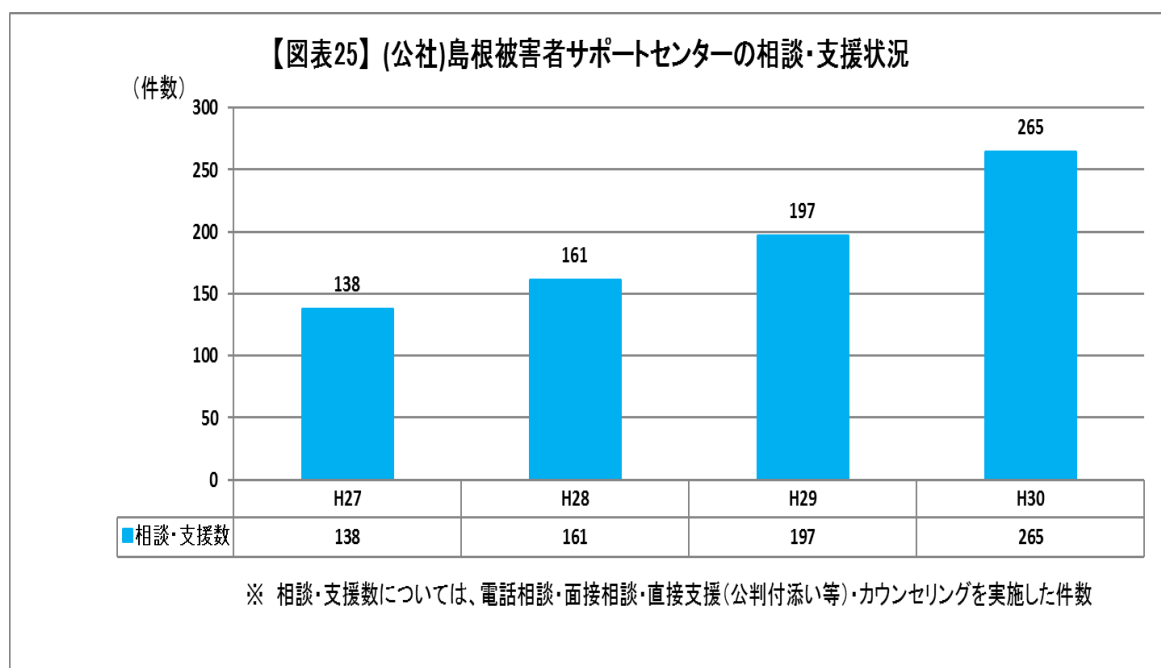
県と警察本部では、平成26年3月、県内で初めて公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」（※15）に指定され、平成28年に公益社団法人として認定された島根被害者サポートセンターへの財政的支援をはじめとした犯罪被害者等支援施策に取り組んでいます。

しかし、同センターにおける犯罪被害者等への相談・支援件数は年々増加している状況から、同センターへの人的、財政的基盤のさらなる整備拡充を図る必要があります。【図表25】

また、被害者が多数に及ぶ事案等が発生した場合における行政・関係機関・団体のそれぞれの役割を明確にすることにより、迅速に対応できる支援体制を構築する必要があります。

犯罪被害者等の置かれた状況は様々であり、経済的支援や医療、福祉、住宅、雇用など生活全般にわたる支援を被害直後から中長期にわたり途切れることなく行うとともに、県民が犯罪被害者等への理解を深めるための広報啓発活動を継続する必要があります。

このため、行政、関係機関、民間団体等が今後さらに連携を深め、適切な役割分担により、施策の総合的な推進を図っていく必要があります。



第3章 計画の目的及び数値目標

第1節 計画の目的

県民、地域活動団体及び事業者（以下「県民等」という。）による犯罪の防止のための自主的な活動や、犯罪防止に配慮した生活環境の整備などにより、県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現に寄与することを目的とします。

第2節 数値目標の設定

計画の目的を達成するため、以下の数値目標を設定します。

島根県の治安について、「よい」、「どちらかといえばよい」と感じる人（体感治安）の割合を令和6年末までに**85%**を目指します。（平成29年の結果：80.8%）

（県政世論調査の結果による）

第4章 施策の推進方向

第1節 施策の基本的方向

県民はもとより、観光客などの滞在者も含め、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、現状と課題を踏まえ、次の6つの方向により、総合的な施策の推進を図ります。

1 県民等による自主的な活動の推進

「自分たちの安全は自分たちで守る」、「地域の安全は地域で守る」という県民の防犯意識向上のための啓発を図るとともに、地域における自主的な防犯活動の継続や活性化、それぞれの活動が地域で連携を深めていくための取組を推進します。

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

子どもや女性等の防犯上配慮を要する人について、被害防止等の取組を進めるとともに、地域住民が連携して、地域全体で子どもや女性等を見守る活動を推進します。

また、高齢者や障がい者等消費生活上特に配慮を要する者が悪質商法や特殊詐欺の被害に遭わないよう地域見守りネットワーク^(※16)づくりを推進します。

3 道路、住宅等における防犯への配慮

日常生活の中から犯罪の機会を減少させるためには、防犯に配慮した環境づくりが重要であることから、道路、公園、住宅等について、防犯に関する指針を踏まえた構造や設備等の普及を推進します。

4 事業活動における防犯への配慮

強盗や万引き等の犯罪被害の対象となりやすい金融機関、深夜営業店舗、大規模小売店舗等について防犯に関する指針を踏まえた施設や設備の普及を推進します。

5 犯罪被害者等への支援の推進

犯罪被害者等の抱える課題の解決に向けた支援と、途切れない支援につなげるための関係機関等との連携、さらに犯罪被害者等の心情等に対する県民の理解と配慮の促進を図り、犯罪被害者等施策の充実を図ります。

6 その他の安全安心まちづくりのための取組

県民総ぐるみで安全安心まちづくりの取組を推進するため、県民等及び行政一体となって施策の総合的な推進を図ります。

第2節 重点取組

第1期の基本計画策定からこれまでの間、『県民等による自主的な活動の推進』を基本として各施策に取り組んできた結果、刑法犯認知件数の大幅な減少や活発な防犯ボランティア活動の継続など多くの成果があがっています。

第5期の基本計画では、社会情勢や犯罪情勢の変化、**犯罪被害者等支援の現状**に加え、県民意識の概要を踏まえ、各施策に取り組むこととし、中でも喫緊の課題に対応するため、以下の4つを重点項目として取り組みます。

1 特殊詐欺被害の防止

特殊詐欺による被害は、全国的にも大きな被害が発生しており、県内においても、高齢者をはじめ、幅広い世代で被害が増加するなど、平成24年以降連続で被害額が年間1億円を超えています。

このため、高齢者をはじめ、幅広い世代を対象として、個別訪問等による確実に伝わる広報や被害発生時の迅速な情報提供、また、出前講座や研修会による効果的な啓発などに関係機関が一層連携して取り組みます。

2 高齢者、子ども、女性みまもり活動の充実・拡充

行政や警察、医療・福祉などの様々な関係者を構成員とする「地域見守りネットワーク」を構築して、高齢者等の見守り活動を行い、特殊詐欺や悪質商法等からの被害の未然防止に取り組みます。

加えて、防犯活動の担い手不足を解消するため、防犯ボランティア活動や子ども・女性みまもり運動に参加する団体・事業者の増加、防犯活動を行う後継者育成に向けた取組をこれまで以上に推進するとともに、ボランティアの活動がより効果的に行われるよう不審者情報等のタイムリーな提供などに取り組みます。

3 自主的な防犯環境整備の推進

未だに過半数の県民が何らかの犯罪被害に遭う不安感を抱いており、防犯カメラや防犯灯等の防犯環境整備について、大きな期待を寄せています。

防犯カメラは、犯罪で最も多い万引き事件を未然に防止することにも効果があるため、これまで以上に自治会や事業者等と連携・協働した自主防犯環境整備の促進に取り組みます。

4 犯罪被害者等支援の充実

犯罪被害者等は直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調や経済的な損失などのいわゆる「二次的被害」や、更なる被害を受けるかもしれない恐怖、不安等に苦しめられています。

犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復、又は軽減し、生活を再建していくために、様々な関係機関が連携し、経済的支援や精神的負担の軽減に取り組みます。

第3節 施策体系

1 県民等による自主的な活動の推進

(1)	県民等の防犯意識の高揚	ア	自主的な防犯環境整備の推進【重点】
		イ	各種媒体を活用した広報・啓発
		ウ	まちづくり旬間における広報・啓発
		エ	地域安全情報の提供
		オ	講演会・研修会等の開催
		カ	鍵掛け運動の広報・啓発
		キ	県民等の意識調査・研究
(2)	地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進	ア	防犯ボランティア団体への支援
		イ	様々な団体と連携した地域ネットワークづくり
		ウ	事業者の自主的な活動の推進
		エ	高齢者の社会参加活動の推進
(3)	特殊詐欺被害を発生させない気運の醸成	ア	個別訪問等による被害防止広報・啓発の充実【重点】
		イ	各種媒体を活用した被害防止の広報・啓発の充実【重点】
		ウ	被害発生時の被害拡大防止のための迅速的確な情報提供【重点】
		エ	出前講座、被害防止研修会等の充実【重点】
		オ	金融機関等と連携した水際阻止対策の強化【重点】
		カ	様々な機関、団体、事業者等と連携した取組の推進【重点】

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

(1)	子どもの安全確保	ア	子どもみまもり活動の拡充【重点】
		イ	学校等における子どもの安全確保
		ウ	防犯に関する指針の普及
		エ	子どもを健やかに育てる取組の推進
(2)	女性の安全確保	ア	女性みまもり活動の拡充【重点】
		イ	住環境整備の推進
		ウ	防犯情報の提供
		エ	防犯教室・講習会等の開催
(3)	高齢者、障がい者等の安全確保	ア	高齢者、障がい者に対する地域見守りネットワークづくり【重点】
		イ	高齢者、障がい者に対する権利擁護の推進・講習会の開催
		ウ	障がい者に対する相談支援活動の推進
		エ	観光旅行者等に対する安全情報の提供

3 道路、住宅等における防犯への配慮

(1)	道路等における防犯への配慮	ア	道路の歩車道分離、夜間照明確保等
		イ	公園の夜間照明、見通し確保等
		ウ	駐車場・駐輪場の夜間照明、見通し確保等
		エ	防犯に関する指針の普及
(2)	住宅における防犯への配慮	ア	防犯推進住宅の普及
		イ	防犯に関する指針の普及等

4 事業活動における防犯への配慮

(1)	店舗等における防犯への配慮	ア	防犯カメラの設置等、店舗の防犯環境整備の推進【重点】
		イ	金融機関の店舗の構造、設備、体制の整備
		ウ	深夜営業店舗の構造、設備、体制の整備
		エ	大規模小売店舗の構造、設備、体制の整備
		オ	防犯に関する指針の普及等
(2)	自動車等及び自動販売機における防犯への配慮	ア	自動車等の犯罪防止装置、用具の普及、防犯登録の推進
		イ	自動販売機の犯罪防止に配慮した構造、装置の普及等

5 犯罪被害者等への支援の推進

(1)	損害回復・経済的支援等への取組	ア	損害賠償請求等に関する周知
		イ	経済的負担の軽減【重点】
		ウ	居住の安定
		エ	雇用の安定
(2)	精神的・身体的被害の回復・防止への取組	ア	保健医療サービス及び福祉サービスの提供
		イ	安全の確保
		ウ	保護、捜査、公判等の過程における配慮等
(3)	刑事手続への関与・拡充への取組	ア	刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等
(4)	支援等のための体制整備への取組	ア	関係機関・団体との連携推進【重点】
		イ	民間団体に対する支援
		ウ	相談窓口の充実・周知【重点】
(5)	県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	ア	各種媒体を活用した広報・啓発
		イ	犯罪被害者週間における広報・啓発
		ウ	講演会等の開催

6 その他の安全安心まちづくりのための取組

(1)	推進体制の充実・強化	ア	計画の推進と進行管理
		イ	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会との連携

第4節 施策の内容

1 県民等による自主的な活動の推進

(1) 県民等の防犯意識の高揚

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 自主的な防犯環境整備の推進	県民一人ひとりが高い防犯意識を持ち、犯罪を発生させないよう身近な防犯環境の整備に努めます。	環境生活総務課 生活安全企画課
	防犯環境整備のため、防犯灯や防犯カメラの設置促進を図ります。	環境生活総務課 生活安全企画課
イ 各種媒体を活用した広報・啓発	県・県警のホームページ等各種広報媒体を活用し、県民等の防犯意識の啓発を図ります。	環境生活総務課 生活安全企画課
	安全安心まちづくりに対する県民等の関心を高め、理解を深めるため、啓発ポスターの募集や表彰を行います。	環境生活総務課 教育指導課 生活安全企画課
	しまね人権フェスティバルなど各種イベント等を活用し、犯罪は最大の人権侵害であることなどについて広報・啓発を行います。	人権同和対策課
ウ まちづくり旬間における広報・啓発	「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」(※17)(毎年10月11日から20日まで)において、県民地域活動団体、事業者、関係機関等と連携して広報・啓発活動を実施し、旬間の浸透と定着を図ります。	環境生活総務課 教育指導課 生活安全企画課
エ 地域安全情報の提供	関係機関、団体、事業者等に対して、重層的防犯ネットワーク(※18)等を活用し、安全安心情報等を迅速に提供します。	生活安全企画課
	広報紙やテレビ、新聞、ホームページ等の多様な広報媒体を通じて、犯罪情勢や防犯対策等の情報を広域的に提供します。	環境生活総務課 生活安全企画課
	「みこびー安全メール」(※19)や「島根県警察安全安心情報Twitter」、「不審者情報マップ」(※20)により、不審者情報や犯罪情報等を迅速に提供します。	生活安全企画課 少年女性対策課
	緊急時の通報等を速やかに行うための通信手段の一つとして携帯電話の役割は重要であることから、県内の通話エリア拡大の促進を図ります。	情報政策課
オ 講演会・研修会等の開催	県民等の防犯意識の高揚、防犯知識等の向上を図るため、専門家等による講演会や研修会、出前講座等を開催します。	環境生活総務課 生活安全企画課
カ 鍵掛け運動の広報・啓発	各種広報媒体を活用して県民等の鍵掛けに対する意識啓発を図るほか、防犯ボランティアや事業者等と連携して駐輪場等で注意喚起を行うことにより、鍵掛けの普及促進を図ります。	環境生活総務課 生活安全企画課
	自動車等の盗難や車上ねらいの被害防止のため、自動車関連犯罪防犯対策協議会(※21)や販売業者等と連携して、防犯キャンペーン等により鍵掛け運動を推進します。	生活安全企画課

(1) 県民等の防犯意識の高揚

施策内容	事業内容	実施担当課
キ 県民等の意識調査・研究	県民等の安全安心まちづくりに関する意識や実態を把握するため、調査・研究を行います。	環境生活総務課 生活安全企画課

(2) 地域での自主的な活動、連帯意識向上の推進

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 防犯ボランティア団体への支援	優良防犯活動を行う団体や専門家等による講演会や研修会を開催し、先進的な事例紹介等により地域の自主防犯活動の継続や活性化につながるよう支援します。	環境生活総務課 生活安全企画課
	地域における防犯活動を継続・活性化及び担い手不足を解消させるため、主導的役割を担う防犯リーダーや若年後継者の育成を支援します。	環境生活総務課 生活安全企画課
	地域活動団体に対して、防犯活動用品の貸出、青色防犯パトロール活動に関する情報提供等の支援を行います。	生活安全企画課
	防犯活動に取り組む団体等に対し、「しまね防犯ネットワーク」(※22)への登録を呼びかけ、県ホームページに登録団体の活動を紹介するほか、「しまね安全安心ネットワーク」(※23)により、安全安心まちづくりに関する情報を提供します。	環境生活総務課
	優れた防犯活動を行う団体等を表彰し、防犯意識の啓発と自主的な防犯活動の活性化を図ります。	環境生活総務課
イ 様々な団体と連携した地域ネットワークづくり	公民館、学校等と連携し、地域全体に「あいさつ」や「声かけ」の輪を広げるとともに、地域行事への県民の積極的な参加や異世代交流等の地域における住民の交流活動を促進します。	青少年家庭課 社会教育課 少年女性対策課
	地域ネットワークづくりを進めるため、防犯ボランティア団体や関係機関による意見交換や情報提供を行う交流会等を開催し、連帯意識の向上を図ります。	環境生活総務課 生活安全企画課
ウ 事業者の自主的な活動の推進	子どもや女性の安全を確保するため、事業者に対して「子ども・女性みまもり運動」への参加を呼びかけます。	環境生活総務課 生活安全企画課
	事業者による防犯活動を効果的に推進するため、事業者や従業員に対して、業種ごとの防犯対策についての講習や安全安心情報の提供を行います。	生活安全企画課
	事業者の防犯CSR活動(社会貢献活動)(※24)を推進するため、事業活動にあわせた安全パトロール等の自主的な活動に対して、対応方法等の講習会を行います。	生活安全企画課
エ 高齢者の社会参加活動の推進	高齢者による安全安心まちづくり活動を促進させるため、老人クラブが行うボランティア活動や やくにびき学園 の運営に対し支援します。	高齢者福祉課

(3) 特殊詐欺被害を発生させない気運の醸成

施策内容	事業内容	実施担当課
個別訪問等による被害防止広報・啓発の充実	警察官や民生児童委員等による個別訪問活動の際に、特殊詐欺の発生状況や手口等について直接的な被害防止広報・啓発を行います。	環境生活総務課 生活安全企画課
各種媒体を活用した被害防止の広報・啓発の充実	新聞、ラジオ、テレビ等に加え、メールマガジンやSNS等も活用し、特殊詐欺被害発生状況や被害防止対策等の情報を発信し、被害防止のための広報・啓発を行います。	環境生活総務課 生活安全企画課
被害発生時の被害拡大防止のための迅速的確な情報提供	特殊詐欺被害が発生した際には、手口や被害金の送付方法等の情報を広域的に提供し、被害拡大防止の取組を行います。	環境生活総務課 生活安全企画課 捜査第二課
出前講座、被害防止研修会等の充実	特殊詐欺に関する出前講座や被害防止研修会等の開催により、県民の抵抗力を強め、被害発生未然防止活動を行います。	環境生活総務課 生活安全企画課
金融機関等と連携した水際阻止対策の強化	特殊詐欺被害防止の最後の砦である金融機関やコンビニエンスストアとの連携を強化し、チェックシートの確実な活用や声かけの徹底等により、被害発生未然防止活動を強化します。	環境生活総務課 生活安全企画課
様々な機関、団体、事業者等と連携した取組の推進	島根県特殊詐欺撲滅対策推進本部の運営により、様々な機関、団体、事業者等による活動の活性化を図ります。	生活安全企画課

2 子ども、女性、高齢者、障がい者等の安全確保

(1) 子どもの安全確保

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 子どもみまもり活動の拡充	各事業者や団体に働きかけ、子ども・女性みまもり運動実施事業者数を増加させ、参加者の拡大、みまもり体制の向上を図ります。	環境生活総務課 生活安全企画課
	防犯ボランティア団体等と連携して、通学路の安全点検・地域安全マップの作成などによる環境の整備・改善、不審者情報の共有、登下校時の見守り活動などにより、地域における関係機関との連携を図るとともに、緊急時における集団下校等の下校方法について学校管理者等に要請するなど、通学路における安全対策を推進します。	環境生活総務課 青少年家庭課 教育指導課 生活安全企画課 少年女性対策課
	自治会や町内会、事業者などと連携し、道路や公園等への街頭防犯カメラの普及促進を図ります。	環境生活総務課 生活安全企画課
	通学路や危険性のある場所等について、自治体や居住者等に街路灯の設置や門灯の点灯促進を推進します。	生活安全企画課
	「子ども110番の家」(※25)の周知及び「子ども110番の家」における対応マニュアルの活用を促進するとともに、連携した活動を推進します。	教育指導課 生活安全企画課 少年女性対策課
	通学時の子どもみまもり、通学路の安全点検等を行う老人クラブに対し支援を行い、活動を推進します。	高齢者福祉課
	日常生活にあわせた通学路等における子どものみまもり活動(ながら見守り)(※26)を促進します。	教育指導課 生活安全企画課
イ 学校等における子どもの安全確保	学校設置者等に対して、学校における子どもの安全確保のための危機管理マニュアルの整備、教職員への子どもの安全対策のための訓練・研修実施、施設の安全点検を要請します。	総務課 教育指導課
	教職員等を対象に、学校防犯に係る研修や安全教育・安全管理に係る研修を開催し、学校における子どもの安全確保の徹底を指導します。	教育指導課
	学校と教育委員会、警察との相互連絡体制(※27)や学校警察連絡協議会(※28)により、子どもの安全確保に関する情報の交換、共有等を進めます。	教育指導課 少年女性対策課
	児童福祉施設に対して、指導監査や各種会議、研修等を通じて、児童の安全確保・安全管理の徹底を指導します。	青少年家庭課 子ども・子育て支援課
	市町村と連携して、放課後児童クラブ(※29)、児童館(※30)における安全確保体制等の再点検を行うとともに、安全確保対策等の先進事例及び教育委員会における取組について情報提供します。また、管理者や職員を対象とする各種会議、研修の際に安全管理の徹底を要請します。	青少年家庭課 子ども・子育て支援課
ウ 防犯に関する指針の普及	関係機関・団体に対して、「学校等及び通学路等における子どもの安全確保に関する指針」の周知、普及に努めます。	環境生活総務課 教育指導課 生活安全企画課

(1) 子どもの安全確保

施策内容	事業内容	実施担当課
<p>子どもを健やかに育てる取組の推進</p>	<p>児童虐待をはじめとした子どもを取り巻く諸問題への県民の関心を高め、社会全体で子どもを健やかに育てる気運の醸成を図るため、県民に対する意識啓発を推進します。</p>	<p>青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課</p>
	<p>子どもの防犯知識を高める防犯教室（犯罪被害防止教室）の開催や実践的な防犯訓練の充実等、子どもに対する安全教育の充実を図ります。</p>	<p>教育指導課 少年女性対策課</p>
	<p>保護者や地域住民に対する子どもの被害防止のための研修等を推進します。</p>	<p>教育指導課 少年女性対策課</p>
	<p>インターネットや携帯電話の利用によるトラブルや犯罪から子どもを守るため、フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）（※31）利用促進や、情報モラルの向上など、有害情報（※32）を見せない環境の整備に取り組みます。</p>	<p>青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課</p>
	<p>「島根県青少年の健全な育成に関する条例」（※33）の周知徹底を図るとともに、有害図書類等の指定や書店等への立入調査を継続的に実施するなど、青少年にとって好ましくない環境の浄化に努めます。</p>	<p>青少年家庭課 少年女性対策課</p>
	<p>青少年健全育成協力店（※34）や少年警察ボランティアと協働して、万引き等の非行を防止する活動を推進します。</p>	<p>少年女性対策課</p>
	<p>小、中、高校生を対象とした非行防止教室、薬物乱用防止教室等を開催実施し、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。</p>	<p>薬事衛生課 教育指導課 少年女性対策課</p>
	<p>子ども・若者総合相談センター（※35）を中心として、地域のボランティア等による学習支援、スポーツ・文化・地域交流活動などを通じた子どもの再非行防止を推進します。</p>	<p>青少年家庭課 教育指導課 少年女性対策課</p>

(2) 女性の安全確保

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 女性みまもり活動の拡充	各事業者や団体に働きかけ、子ども・女性みまもり運動実施事業者数を増加させ、参加者の拡大、みまもり体制の向上を図ります。	環境生活総務課 生活安全企画課
	女性が被害に遭いやすい場所について、警察官のパトロールを強化するとともに、青色防犯パトロール隊などの防犯ボランティアとの合同パトロールを実施します。	生活安全企画課
イ 住環境整備の推進	女性が安心して暮らせる居住空間を確保するため、アパート等の防犯点検を実施します。	生活安全企画課
	関係機関・団体と連携し、業界主導による防犯に配慮したアパートの普及を図ります。	生活安全企画課
	つきまといや性犯罪等の相談に適切に対応するため、相談担当職員の研修や各窓口の連携強化等の取組を推進します。	青少年家庭課 広報県民課 少年女性対策課
ウ 防犯情報の提供	女性の自主防犯意識を高めるため、みこびー安全メール等により安全確保のための防犯情報を提供します。	少年女性対策課
エ 防犯教室・講習会等の開催	女性が、つきまとい等の緊急事態に適切に対応できるよう、要望に応じて、防犯指導や護身術等実践的な訓練を実施します。	生活安全企画課

(3) 高齢者、障がい者等の安全確保

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 高齢者、障がい者に対する地域見守りネットワークづくり	高齢者、障がい者をターゲットとした特殊詐欺や悪質商法等の被害を防止するため、事業者、団体等、県民の連携を強化するネットワークを構築します。	環境生活総務課
イ 高齢者、障がい者に対する権利擁護の推進・講習会の開催	各地域単位で活動する老人クラブや市町村老人クラブ連合会等で、悪質商法等の被害防止のための講習会等を開催します。	環境生活総務課 高齢者福祉課 生活安全企画課
	自治体や防犯ボランティアと連携しながら、地区ごとにおいて、高齢者を対象とした防犯講習会を開くなど高齢者の被害防止活動を強化します。	生活安全企画課
	高齢者、障がい者に関する行政機関、相談機関（地域包括支援センター（※36）等）、医療機関等とのネットワークを構築し、権利擁護事業（※37）など、高齢者、障がい者に対する支援を行います。	地域福祉課 高齢者福祉課 障がい福祉課

(3) 高齢者、障がい者等の安全確保

	事業内容	実施担当課
障がい者に対する相談支援活動の推進	市町村、相談支援事業者（※38）、障がい福祉サービス事業者（※39）など、関係する機関が連携し、地域生活における相談支援や情報の提供を行います。	障がい福祉課
	警察官と防犯ボランティアが連携し、犯罪被害を受けやすい障がい者やその家族の要望に基づき、訪問活動を行い、防犯対策の指導や情報提供などの活動を推進します。	生活安全企画課
観光旅行者等に対する安全情報の提供	観光事業者等に対して、事件・事故発生時に情報提供や防止対策の協力依頼を行うとともに、県や県警のホームページで、観光地や観光施設等での犯罪発生状況等の情報を提供します。	観光振興課 生活安全企画課
	宿泊施設における安全確保のための通報体制等の整備状況についての点検を随時実施します。	観光振興課
	犯罪の発生状況やシーズンに応じて、観光地や観光施設等における警察官によるパトロールを実施し、安全対策を推進します。	生活安全企画課

3 道路、住宅等における防犯への配慮

(1) 道路等における防犯への配慮

施策内容	事業内容	実施担当課
道路の歩車道分離、夜間照明確保等	道路整備において、必要に応じて、歩道と車道の分離や夜間照明の確保等、犯罪防止に配慮した道路の普及に努めます。	道路維持課 道路建設課 生活安全企画課
	道路管理者や地域活動団体等と連携して、道路上の植栽剪定等による周囲からの見通しの確保等道路の環境整備を促進します。	道路維持課 生活安全企画課
公園の夜間照明、見通し確保等	県民が安心して公園を利用できるよう、必要に応じて、照明灯設置や周囲からの見通しの確保等犯罪防止に配慮した公園の普及に努めます。	都市計画課
	公園管理者等に対して、防犯対策等の情報を提供するとともに、警察官や防犯ボランティアのパトロール活動や点検等を実施します。	生活安全企画課
駐車場・駐輪場の夜間照明、見通し確保等	駐車場・駐輪場設置者等に対して、周囲からの見通しの確保や適正な照明の設置等、犯罪防止に配慮した駐車場・駐輪場の普及に努めます。	生活安全企画課
防犯に関する指針の普及	道路等の管理者や関係機関・団体に対して、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」の周知、普及に努めます。	環境生活総務課 道路維持課 都市計画課 生活安全企画課

(2) 住宅における防犯への配慮

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 防犯推進住宅の普及	防犯設備事業者等と連携して、住宅に関する防犯機器の展示会を開催するなど、防犯性能の高い住宅の普及を図ります。	生活安全企画課
	防犯に優れた構造、設備等を有する住宅を「防犯推進住宅」として登録するために設けた防犯推進住宅制度（※40）の周知を図り、防犯に配慮した住宅の普及を図ります。	生活安全企画課 建築住宅課
イ 防犯に関する指針の普及等	「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の周知に努めます。また、「防犯性能の高い建物部品」（※41）や「住宅性能評価制度」（※42）等についても周知に努め、これらの利用促進を図ります。	環境生活総務課 建築住宅課 生活安全企画課

4 事業活動における防犯への配慮

(1) 店舗等における防犯への配慮

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 防犯カメラの設置等、店舗の防犯環境整備の推進	防犯カメラの設置や店舗内外の整理整頓等による、自主的な防犯環境整備の促進を図ります。	生活安全企画課
イ 金融機関の店舗の構造、設備、体制の整備	関係団体と連携した防犯訓練、安全点検や防犯対策等に関する情報提供等により、犯罪防止に配慮した金融機関店舗の普及を図ります。	生活安全企画課
ウ 深夜営業店舗の構造、設備、体制の整備	コンビニエンスストア、深夜営業スーパーマーケットと防犯連絡会を開催し、犯罪情報の提供、防犯対策について協議し、犯罪防止に配慮した深夜営業店舗の普及を図ります。	生活安全企画課
エ 大規模小売店舗の構造、設備、体制の整備	島根県大規模小売店舗立地審査会議（※43）での防災・防犯対策への協力事項についての要請等を通じて、犯罪防止に配慮した大規模小売店舗の普及を図ります。	中小企業課 生活安全企画課
	金融機関等の事業者に対し、個別に防犯指導、防犯点検を行い、犯罪防止に配慮した店舗の普及を図るとともに、従業員に対する指導、情報提供等の支援を行います。	生活安全企画課
オ 防犯に関する指針の普及等	店舗の管理者等に対して「犯罪の防止に配慮した店舗等の構造、設備等に関する指針」の周知、普及に努めます。	環境生活総務課
	商店街等が行う街路灯の整備、街頭防犯カメラの設置等の支援に努め、犯罪防止に配慮した商業環境整備を推進します。	中小企業課 生活安全企画課

(2) 自動車等及び自動販売機における防犯への配慮

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 自動車等の犯罪防止装置、用具の普及、防犯登録の推進	自動車等の犯罪防止装置や用具の普及を推進するほか、自転車盗被害防止の啓発と被害回復を図るため、自転車商組合や事業者と連携して、オートバイ・自転車への防犯登録を推進します。	生活安全企画課
イ 自動販売機の犯罪防止に配慮した構造、装置の普及等	自動販売機の犯罪防止に配慮した構造、装置の普及を促進するほか、事業者に対し、犯罪情勢や防犯対策についての情報提供などを行います。	生活安全企画課

5 犯罪被害者等への支援の推進

(1) 損害回復・経済的支援等への取組

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 損害賠償請求等に関する周知	損害賠償請求制度(※44)、その他犯罪被害者等の支援のための制度の周知を図り、助言を行うなど、被害回復を支援する取組を進めます。	環境生活総務課 広報県民課
イ 経済的負担の軽減	犯罪被害給付制度(※45)及び司法解剖遺体の搬送等に係る給付制度による給付金の支給、診断書料及び初診料等に要する経費の負担軽減により犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図ります。	広報県民課
	見舞金制度(※46)(遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金)による見舞金の支給により、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。	環境生活総務課
ウ 居住の安定	自宅が事件現場となるなど、犯罪被害者等が居住困難となった場合に、一時避難場所としてのホテル等宿泊施設を確保し、犯罪被害者等の被害直後の居住の安定を図ります。	広報県民課
	犯罪等により従前の住居に居住することが困難になった犯罪被害者等に対する県営住宅への優先入居(※47)を実施します。	建築住宅課
エ 雇用の安定	労働相談窓口を設け、犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関する相談に対応するとともに、個別労働関係紛争解決制度の周知を図ります。	雇用政策課
	県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の休職・退職及び二次的被害の防止等を図ります。	環境生活総務課

(2) 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

施策内容	事業内容	実施担当課
保健医療サービス及び福祉サービスの提供	臨床心理士資格等を有する職員により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。 また、ワンストップ支援センターにおいて性犯罪被害者に対するカウンセリングを行います。	青少年家庭課 広報県民課
	スクールカウンセラー（※48）やスクールソーシャルワーカー（※49）を活用し、犯罪被害者等である児童生徒の精神的なケアを行うとともに、関係機関との積極的な連携を図ります。	教育指導課
	心の健康相談において、犯罪被害者等が抱える心の悩みや不調に関する相談に対応します。	障がい福祉課
イ 安全の確保	被害者支援専用携帯電話及び緊急通報装置の貸出しなどにより、犯罪被害者等の安全確保に努めます。	広報県民課
	女性相談センター、児童相談所において、被害者の個々の状況と必要性に応じ、一時保護についての情報提供や適切な期間の一時保護を行うなど、危険からの回避、安全の確保に努めます。	青少年家庭課
	配偶者等からの暴力事案被害者や児童虐待の被害児童等の安全を確保するため、警察、女性相談センター、児童相談所、学校等関係機関において連携を図り、再被害の防止に努めます。	青少年家庭課 少年女性対策課 教育指導課
保護、捜査、公判等の課程における配慮等	犯罪被害者等に対応する職員に対する教養や、各種研修を充実させることにより、保護・捜査の過程における二次的被害の防止・軽減を図ります。	青少年家庭課 広報県民課
	事情聴取においては、対応警察官、聴取場所、聴取方法等について、関係機関と連携し犯罪被害者等の心情に配慮した対応に努めます。	刑事企画課 少年女性対策課

(3) 刑事手続への関与と拡充への取組

	事業内容	実施担当課
刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等	犯罪被害者等からの被害の届出に対しては、迅速・確実な受理に努めるとともに、有効な告訴について迅速・適切な対応に努めます。	刑事企画課
	「被害者の手引き」等の資料の配布などにより、刑事手続や各種被害者支援施策に関する情報提供を行います。	環境生活総務課 広報県民課

(4) 支援等のための体制整備への取組

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 関係機関・団体との連携推進	犯罪被害者等が必要な時に必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援を実施するため、関係機関・団体との間で相互の活動内容を把握、情報を共有し、スムーズな橋渡しができるように連携を促進します。	環境生活総務課 広報県民課
	死傷者多数事案発生時にも迅速に支援を行うことができるよう、県や関係機関・団体等と連携した緊急支援体制を整備・構築します。	環境生活総務課 広報県民課
	島根県被害者支援連絡協議会（※50）及び地域単位の被害者支援ネットワーク（※51）を開催し、被害者支援のための制度等について情報交換し、会員間の連携を図り、総合的な被害者支援が実施されるよう努めます。	広報県民課
イ 民間団体に対する支援	犯罪被害者等の支援を行う民間団体の活動基盤の充実に努めるとともに、民間支援団体が行う支援員養成講座への講師派遣などの人材育成に対する支援を行います。	環境生活総務課 人権同和对策課 広報県民課
	犯罪被害者等の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者等の支援を行う民間団体の意義やその活動等について広報します。	環境生活総務課 広報県民課
ウ 相談窓口の充実・周知	総合的対応窓口として、犯罪被害者等が必要とする支援についての的確な対応ができるよう、相談窓口機能を充実させます。	環境生活総務課
	各相談窓口について、より一層の充実を図るとともに、県・県警のホームページ、イベント、パンフレット等を活用して県民等への周知を図ります。	環境生活総務課 人権同和对策課 青少年家庭課 広報県民課

(5) 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 各種媒体を活用した広報・啓発	県・県警のホームページやイベント等を活用し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の人権擁護の重要性等について、県民等の理解の増進を図るため広報・啓発活動を実施します。	環境生活総務課 人権同和对策課 広報県民課
イ 犯罪被害者週間における広報・啓発	「犯罪被害者週間」（※52）（毎年11月25日から12月1日まで）において、広報・啓発活動を集中的に実施し、週間の浸透と定着を図ります。	環境生活総務課 広報県民課
ウ 講演会等の開催	犯罪被害者等への誤解や偏見、犯罪等による被害の深刻さや命の大切さに対する県民一人ひとりの理解を深めるため、犯罪被害者等の声を聴くための講演会等を開催します。	環境生活総務課 教育指導課 広報県民課

6 その他の安全安心まちづくりのための取組

(1) 推進体制の充実・強化

施策内容	事業内容	実施担当課
ア 計画の推進と進行管理	県の関係各課で構成する「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議」により、施策の総合的な推進に向けた情報共有、連携強化を図り、基本計画の目標達成を目指します。	環境生活総務課
イ 犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会との連携	県民等と一体となった安全安心まちづくりの取組を継続・強化していくため、関係団体、地域活動団体、事業者、行政からなる「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会」により活動の連携を図ります。	環境生活総務課

資 料 編

用語解説

掲載ページ	用語	解説
1ページ	※1 刑法犯認知件数	<p>刑法犯認知件数とは、警察において発生を認知した犯罪の件数をいう。</p> <p>犯罪の発生を確認した件数であり、全国で発生したすべての犯罪件数（発生件数）ではない。</p> <p>全国の刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を記録し、平成14年には約369万件に達したが、翌年から減少に転じており、島根県では、平成15年に9,217件と昭和26年以降最悪を記録したが、その後、減少傾向が続いている。</p>
	※2 特殊詐欺	<p>「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証詐欺」「還付金等詐欺」の4類型を『振り込め詐欺』といい、「金融商品等取引」「ギャンブル必勝情報」「異性交際あっせん」「その他」を名目とする4類型を『振り込め詐欺以外の特殊詐欺』と称しており、この8類型の詐欺を総称して【特殊詐欺】という。</p> <p>令和2年1月から下記のように変更となっています。</p> <p>「オレオレ詐欺」「預貯金詐欺」「架空料金請求詐欺」「還付金詐欺」「融資保証金詐欺」「金融商品詐欺」「ギャンブル詐欺」「交際あっせん詐欺」「その他の特殊詐欺」「キャッシュカード詐欺盗」の10類型を総称して特殊詐欺という。</p>
	※3 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議	<p>「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づく、安全安心まちづくりの総合的な推進を図るため設置された、県の知事部局、教育庁、警察本部の関係32課で構成する組織のこと。</p>
	※4 島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会	<p>地域活動団体、事業者、県、市町村が相互に連携し、県民、観光旅行者等が安心して暮らし、又は滞在することができる社会の実現を図ることを目的に、平成19年2月に設立された、県内の安全安心まちづくりに関係する事業者や団体、行政など86団体（令和元年12月末現在）で構成する組織のこと。</p>
3ページ	※5 犯罪発生率	<p>県内人口千人あたりの刑法犯認知件数を各年ごとに算出したもの（端数四捨五入）。</p> <p>人口の多少に左右されず、多地域間の犯罪の発生しやすさが比較可能な数値のこと。</p>
8ページ	※6 悪質商法	<p>消費者を巧妙な方法で騙したり、困惑させ高額な値段で様々な商品を購入させ、またはサービス等の契約を締結させたりするもので、その種類は多岐にわたっている。</p>
	※7 オレオレ詐欺等対策プラン	<p>特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として、令和元年6月25日、「犯罪対策閣僚会議」において決定したプランのこと。</p>

掲載ページ	用語	解説
12ページ	※8 防犯ボランティア団体	地域の安全は地域で守るという認識のもと、PTA、老人クラブ、公民館等による子どもの見守り、防犯パトロール、清掃、落書き対策、青少年健全育成などの自主的なボランティア活動をする団体のこと。
	※9 登下校防犯プラン	平成30年5月、新潟県新潟市において、下校中の女子児童が殺害された事件を受け、登下校における子供の安全を確保し、同種事案の再発を防止するため、同年6月22日に「登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議」において決定したプランのこと。
14ページ	※10 しまねwebモニター	県民の意見を迅速に県政に反映させるため、あらかじめ登録したモニターが、インターネットを使ってアンケートに答える制度のこと。 モニターは、年10回程度、県政の課題など特定のテーマについて、ホームページ上で実施するアンケートにパソコンから回答する。
18ページ	※11 県政世論調査	県民の意識を把握し、今後の県政推進のための基礎資料とするため、年1回、県内在住の男女に、特定のテーマについてアンケートを行う調査のこと。
19ページ	※12 体感治安	人々が日常生活の中で感覚的・主観的に感じている治安の情勢をいう。統計数値（刑法犯認知件数や検挙率など）で表される治安の情勢である「指数治安」に対比される。
23ページ	※13 子ども・女性みまもり運動	県内の事業所や団体による子どもや女性の安全安心を確保するための自主的な取組を日常生活にあわせて行う運動のこと。
24ページ	※14 性犯罪被害者のワンストップ支援センター	性犯罪・性暴力被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談、カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り1カ所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とする。
	※15 犯罪被害者等早期援助団体	犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人」であって、その事業を行う者として、都道府県公安委員会から指定を受けた団体をいい、具体的事業として、 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪被害者等の支援に関する広報・啓発活動 ・犯罪被害等に関する相談への対応 ・犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助 ・物品の貸与又は供与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助 を行っています。 （警察庁ホームページより）

掲載ページ	用語	解説
26ページ	※16 地域見守りネットワーク	高齢者等消費生活上特に配慮を要する消費者の消費者被害（特殊詐欺、悪質商法等）を防ぐため、行政や警察、医療や福祉など様々な関係者が連携して見守り活動を行うネットワークのこと。
30ページ	※17 犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間	県では、「島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」第12条に基づき、毎年10月11日から20日までの10日間を「犯罪のない安全で安心なまちづくり旬間」と定めている。期間中、安全で安心なまちづくりについて、広く県民等の関心を高め、理解を深めるための広報や啓発活動を集中的に実施している。
	※18 重層的防犯ネットワーク	犯罪被害に遭う不安を感じている人に対して、警察から安全安心に役立つ情報をいち早く提供したり、事件・事故が発生した場合に警察が通報や連絡を受け取ったりするため、個別の犯罪や被害対象者に応じて整備したメール、防災無線、ケーブルテレビなどの連絡網のこと。
	※19 みこびー安全メール	特殊詐欺や子どもに対する声かけ事案等の不審者情報などを、島根県警察本部が電子メールにより発信するもので、県警ホームページ等からメール配信の登録を行うことができる。
	※20 不審者情報マップ	声かけ・つきまとい事案等の発生状況を県警のホームページの地図上に表示し、注意喚起をうながすもの。
	※21 自動車関連犯罪防犯対策協議会	官民をあげて自動車の盗難対策に取り組むため、自動車の盗難防止に関係する国、県の行政機関4団体、事業者11団体から構成され、取組状況について協議する会議のこと。
31ページ	※22 しまね防犯ネットワーク	県内で安全安心まちづくり活動を行っている地域活動団体、自治会、事業者団体等の活動情報を県に登録する制度のこと。 登録された団体情報は県ホームページで公開し、情報を相互に共有するもの。 登録団体には、県が行う安全安心まちづくりに関する啓発資料等の情報を「しまね安全安心ネットメール」で配信している。
	※23 しまね安全安心ネットメール	しまね防犯ネットワークに登録を行った県内の団体等に対し、安全安心まちづくりに関する情報を島根県が配信するメールマガジンのこと。
	※24 防犯CSR活動	事業者等が自ら企画・立案し、犯罪の被害防止など地域の安全に貢献する取組をいい、近年、多くの事業者等が環境保全や社会福祉、防災などのCSR活動に積極的に取り組んでいる。
33ページ	※25 子ども110番の家	子どもたちが「声かけ」や「つきまとい」など不安を感じる事案に対して、通学路周辺の民家、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド、理容店などが緊急避難先として、避難してきた児童を保護するとともに、警察へ通報するなど、子どもの犯罪被害の未然防止を目的とした民間の協力拠点のこと。

掲載ページ	用語	解説
33ページ	※26 ながら見守り	地域住民や事業者等が、日常生活や事業活動を行いながら、防犯の視点を持って地域の子どもの安全を見守る活動のこと。
	※27 相互連絡体制	児童生徒の安全確保及び健全育成を目的として、声かけやわいせつ行為等の事案、非行・問題行動など学校と警察が相互に連携して問題解決を図っていく必要のある事案について、相互に連絡を行う体制のこと。
	※28 学校警察連絡協議会	学校と警察の緊密な連携によって相互に協力し、児童生徒の健全育成を図ることを目的として、各警察署単位に管内の小・中・高等学校・その他学校の長及び各生徒指導担当教諭並びに警察職員が、非行防止、被害防止についての協議を行う組織のこと。
	※29 放課後児童クラブ	小学生が、放課後、帰宅しても家に誰もいない場合、親の仕事が終わるまで預かり、学習や遊びを援助、世話する施設のこと。
	※30 児童館	児童福祉法第40条による児童福祉施設で、地域の子どもの健全な遊びを与え、子どもの健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置され、屋内型の児童館、屋外型の児童遊園がある。
34ページ	※31 フィルタリング (有害サイトアクセス制限サービス)	インターネットのウェブページなどを一定の基準で判別し、悪質なサイトなどを見ることができないようにする、いわゆる閲覧制限をかけるサービスのこと。
	※32 有害情報	インターネット上の不適切情報のうち青少年に有害な情報のこと。 具体的には、出会い系サイトの広告や成人向けの情報、暴力を賛美あるいは残虐性のある写真や図画のほか、自殺や犯罪を誘発するおそれのあるものなど、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められるものが該当する。
	※33 島根県青少年の健全な育成に関する条例	全ての県民が、青少年に深い愛情と理解を持ち、青少年を取り巻く環境の整備を図るとともに、有害な環境から保護することを目的として、昭和40年に制定された条例のこと。
	※34 青少年健全育成協力店	スーパー、ホームセンター、コンビニエンスストア、書店等、少年非行の多発が懸念される店舗等のうち、万引きや自転車盗等の非行をさせない環境づくりや少年を取り巻く有害環境浄化などを推進する店舗のこと。

掲載ページ	用語	解説
34ページ	※35 子ども・若者総合相談センター	<p>子ども・若者育成支援法に基づくもので、社会生活を営むうえで困難を有する子どもや若者に関する相談や必要な支援を行う機関として、自治体に設置されている。</p> <p>県内では松江、出雲、浜田、益田、安来、大田、雲南、飯南の8市町に設置されており、それぞれの特色をもって運用が図られている。</p> <p>そのため、名称は子ども・若者総合相談センターのほか、子ども若者支援センター、青少年支援センター、青少年サポートセンターなど、設置先によって異なっているものの基本的な役割は同一である。</p>
35ページ	※36 地域包括支援センター	<p>介護保険法に定められた、地域住民の保健・医療・福祉の向上、虐待防止、介護予防ケアマネジメントなどを総合的に行う機関のこと。</p>
	※37 権利擁護事業	<p>高齢者、障がい者等が尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、必要な支援を行うことを目的として実施する事業（養護者からの虐待防止・権利擁護、日常生活自立支援事業の利用促進、成年後見制度の利用促進、消費者被害防止等）のこと。</p>
36ページ	※38 相談支援事業者	<p>障害者総合支援法に基づき、指定された事業者で、障がいのサービス等利用計画作成、障がい福祉サービスに係る相談及び調整等の支援を行う。</p>
	※39 障がい福祉サービス事業者	<p>居宅介護（ホームヘルプ）、短期入所（ショートステイ）、グループホーム、日中活動等の障がい者に対するサービスを提供する事業者のこと。</p>
37ページ	※40 防犯推進住宅制度	<p>住宅に係る機関・団体が、住宅の設計、施工、改築等に際して、周辺の犯罪状況や、防犯に配慮した住宅の構造、設備等に関してアドバイスを実施し、施工後の住宅について、登録希望者の申請に基づいて診断を行い、防犯に優れた住宅と認められたものについて「防犯推進住宅」として登録する制度のこと。</p>
	※41 防犯性能の高い建物部品	<p>侵入犯罪の防止を図るため、平成14年11月に設置された国及び建物部品関連の民間団体からなる「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が、防犯性能試験の結果に基づき公表した「防犯性能の高い建物部品目録」に記載された建物部品のこと。</p>
	※42 住宅性能評価制度	<p>平成11年6月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために創設された、住宅の性能を分かりやすく表示する制度のこと。</p> <p>国の定めた基準に従い、登録住宅性能評価機関が住宅の性能評価を行うもの。</p>

掲載ページ	用語	解説
37ページ	※43 島根県大規模小売店舗立地審査会議	大規模小売店舗立地法に基づき、大規模小売店舗設置者から提出された施設の配置や運営方法に関する届出事項を審査し、県の意見形成のために必要な協議を行う組織のこと。 県の環境政策課、廃棄物対策課、中小企業課、道路維持課、都市計画課、警察本部等で構成されている。
38ページ	※44 損害賠償請求制度	犯罪によって被った損害について、加害者に対して損害賠償請求をすること。 民事訴訟、刑事和解、損害賠償命令制度などがある。
	※45 犯罪被害給付制度	故意の犯罪行為（殺人や傷害など）により死亡した被害者の遺族や身体に重傷病又は障害を負った被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づいて、国が給付金を支給する制度のこと。
	※46 見舞金制度	殺人や強盗など故意の犯罪行為により死亡された被害者の遺族または重傷病を負った被害者が被害直後に直面する経済的な負担を軽減するため、遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金を支給する制度のこと。
	※47 優先入居	当選率を優遇（例：抽選に参加できる回数を増やす）し、入居しやすくすること。
39ページ	※48 スクールカウンセラー	小学校と中学校、高等学校及び特別支援学校の児童生徒・保護者へのカウンセリング、教員へのコンサルテーション等を行う。
	※49 スクールソーシャルワーカー	児童生徒や保護者から学校や家庭での悩みや心配なことなどの相談を受け、問題の改善・解消にむけた働きかけを行う。
40ページ	※50 島根県被害者支援連絡協議会	犯罪被害者等が置かれている現状を踏まえ、関係機関・団体との緊密な連携によって、被害者のニーズに対応した各種支援活動を効果的に推進することを目的に、平成10年10月に設立された組織のこと。
	※51 被害者支援ネットワーク	犯罪被害者等の抱える具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな支援を行うため、各警察署を単位として地域の関係機関・団体等で組織された連絡協議会のこと。
	※52 犯罪被害者週間	犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穩に過ごせるようになるためには、国、地方公共団体による施策を十分に措置することのみならず、地域の全ての人の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が必要であり、このため「犯罪被害者等基本計画」では、内閣府において、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省の協力を得て、「犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日まで）」を設定し、当該週間にあわせて、啓発事業を集中的に実施することとされた。